

宮古市バリアフリー基本構想

令和3年3月

宮古市

【目 次】

第1章 基本構想策定にあたって

I. 基本構想の策定	3
1. 基本構想策定の背景と目的	3
2. バリアフリー法の概要	4
3. 基本構想の位置づけ・計画期間	6

第2章 宮古市バリアフリー基本構想

I. 基本構想の方針	9
1. 基本的な考え方	9
2. 基本理念・基本方針	10
II. 重点整備地区の選定	13
1. 重点整備地区選定の考え方	13
2. 重点整備地区の選定	16
3. 宮古駅、八木沢・宮古短大駅及び駅周辺地区の概況	21
4. 生活関連施設および生活関連経路の選定	35
III. 特定事業・その他事業	39
1. 特定事業・その他事業について	39
2. 重点整備地区の特定事業	40
3. 重点整備地区のその他事業	44
4. その他の事項	47

第3章 基本構想の推進に向けた取組み

I. バリアフリー化の実現に向けて	51
1. 継続的な取組みに向けての体制	51
2. まちづくりとバリアフリー化の推進	52
3. 基盤整備のバリアフリー	52
4. 災害時におけるバリアフリー	52

〈参考資料〉

資料1 宮古市地域公共交通会議	56
資料2 マスタープラン及び基本構想の策定経過	59

第 1 章

基本構想策定にあたって

I. 基本構想の策定

1. 基本構想策定の背景と目的

(1) 社会的背景と宮古市の現状

わが国では、近年高齢化が進んでおり、平成30年の高齢者の総人口に占める65歳以上人口の割合を国際比較でみると、28.1%(*1)と世界で最も高い水準です。また、令和47年(2065年)には、約2.6人に1人が65歳以上人口となる(*2)、超高齢化社会が到来すると言われていています。この推計に加え、日本の高齢者の就業率は主要国で最も高い水準を占めていることから、今後も高齢者が活躍できる環境の整備が必要です。

また、障がい者においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動への参加の促進が期待されていることから、自立した日常生活または社会生活を確保する必要があります。

これらを踏まえ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている、四つのバリア(①物理的なバリア、②制度的なバリア、③文化・情報面でのバリア、④意識上のバリア)を取除くための計画・行動が非常に重要です。

本基本構想で核となる宮古市の将来人口は、全国の傾向と同様に、高齢化が続くものと推定します。人口問題研究所における令和2年の総人口は52,926人、老年人口(65歳以上)は19,502人で全体の36.8%であり、24年後の令和27年(2045年)に至っては、総人口33,688人に対し、老年人口が15,377人と全体の45.6%を占める予測となっています。また、本市では「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「人口ビジョン」を策定し、今後取り組むべき将来の方向と人口の将来展望を示していますが、このビジョンにおいても、老年人口の割合は、令和12年(2030年)時点で38.0%、令和27年(2045年)時点で36.4%となっており、両推計より、本市は今後、人口の減少と高齢化傾向が続くことが推察されます。

(*1) 総務省統計局・人口推計

(*2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月)」

(2) 基本構想策定の目的

バリアフリー基本構想は、既存施設のバリアフリー化に加え、移動に制約のある高齢者や障がい者等が利用する旅客施設や官公庁など、主要施設を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。

今後の宮古市においては、定年の引き上げによるシニア就業者の急増に加え、障がい者の社会参加の促進が見込まれるため、これにより生じる多数のバリア(障壁)を除去し、バリアフリーな生活を過ごすための環境整備が必須となります。この趣旨や取組み事項を踏まえ、「宮古市バリアフリー基本構想」を策定します。

本基本構想の目的に基づき、関係機関と調整を図りながら、住みよい社会に向けて、環境を整備し、市民一人ひとりが郷土を誇り、かつ生きがいを持つことのできるまちづくりを推進していきます。

2. バリアフリー法の概要

高齢者や障がい者等を含むすべての人が暮らしやすい社会の実現を目指し、平成 18 年 12 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称『バリアフリー法』が施行されました。

この法律は、平成 6 年施行の、人々が困難なく利用できる建物の建築促進を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、通称『ハートビル法』と、平成 12 年施行の、公共交通機関の駅や車両のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、通称『交通バリアフリー法』が一体となったもので、施設とその移動経路及び手段を一体的、総合的にバリアフリー化を推進することが可能となりました。

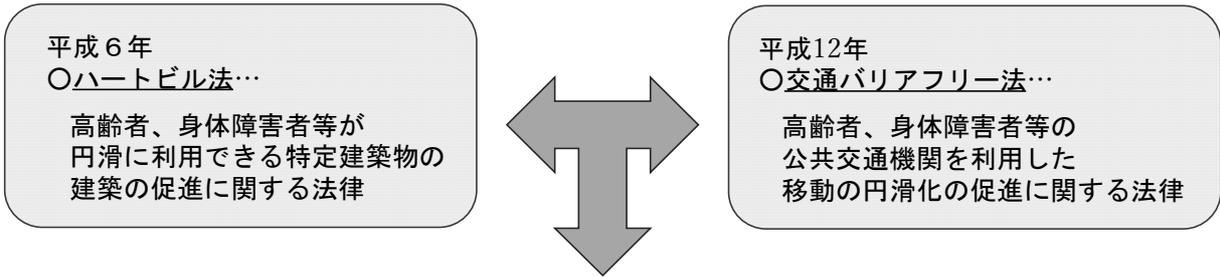
また平成 30 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年）の施行等を受け、障がい者の視点を反映した共生社会の実現や、オリパラ東京大会を契機とした更なるバリアフリー化の推進を図るため、一部法改正が行われました。

主な改正内容として、基本理念の明確化、公共交通事業者等によるハード及びソフト対策推進のための計画制度の創設、バリアフリーマスタープランなど市町村がバリアフリーのまちづくりに向けた取組み強化のための新たな仕組みの創設、障がいのある人が参画し施策内容の評価を行う会議の設置等が挙げられます。

さらに令和 2 年には、ユニバーサル社会実現推進法（平成 30 年）の施行や、オリパラ東京大会を契機とした共生社会の実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」などソフト対策強化のため、一部法改正が行われました。

主な改正内容として、基本方針における『情報提供に関する事項』及び『国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項』の追加、基本構想での特定事業実施における『心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業』の位置づけが挙げられます。

■バリアフリー法改正までの過程



平成6年
○ハートビル法…
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

平成12年
○交通バリアフリー法…
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

平成18年
○バリアフリー法…
高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化に関する法律

平成30年
○バリアフリー法改正…
(改正内容)

- ◆基本理念
 - バリアフリー法に基づく措置は「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資する旨の明記
- ◆公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
 - 貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
 - 各施設設置管理者について情報提供の努力義務
 - 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進
- ◆地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
 - 市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度の創設
 - 基本構想・マスタープランの作成、及び定期的な評価・見直しを努力義務化
 - 協定・容積率特例制度を創設
- ◆心のバリアフリーの推進、当事者による評価
 - 国および国民の責務に高齢者、障がい者等に対する支援の明記
 - 国が、高齢者、障がい者等で構成する会議を設置し、定期的に移動等円滑化の進展状況を把握、評価する努力義務

令和2年
○バリアフリー法改正…
(改正内容)

- ◆国が定める基本方針
 - 情報提供に関する事項
 - 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- ◆地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
 - 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進

3. 基本構想の位置づけ・計画期間

本基本構想は、国が定めるバリアフリー法（令和2年改正）に基づいて策定します。

また、岩手県が定める条例「ひとにやさしいまちづくり条例」と整合を図ると共に、宮古市総合計画（前期基本計画）、宮古市都市計画マスタープラン（平成30年9月策定）や宮古市地域公共交通網形成計画（令和2年3月策定）等の計画と連携・整合を図ります。

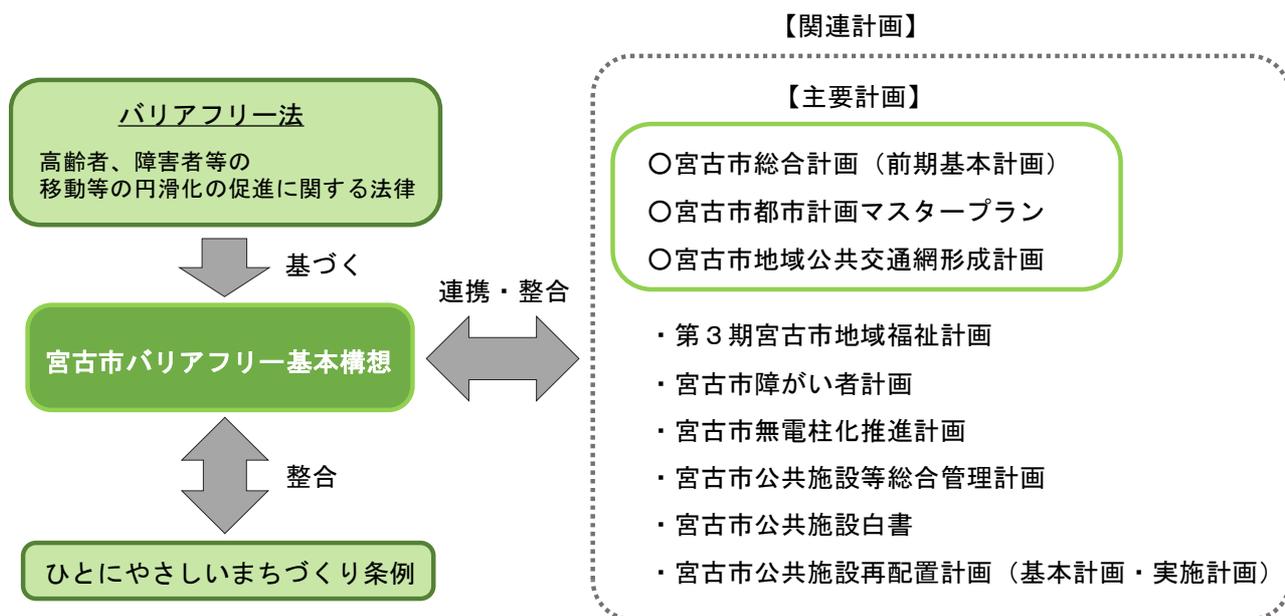
その他に、「第3期宮古市地域福祉計画」、「宮古市障がい者計画」など、宮古市の将来計画に関係する関連計画を反映し、基本構想を策定します。

本基本構想に基づき、女性、子ども、高齢者及び障がい者等を含め、だれに対しても安全で包摂的かつ利用が容易な公共交通施設や公共スペースへの普遍的アクセスの提供ができるよう、バリアフリーの取組みを推進します。

また、基本構想と合わせて策定するバリアフリーマスタープランの内容等についても、複合的に取り入れながらバリアフリーの取組みを推進します。

本基本構想の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■宮古市バリアフリー基本構想の位置づけ



第2章

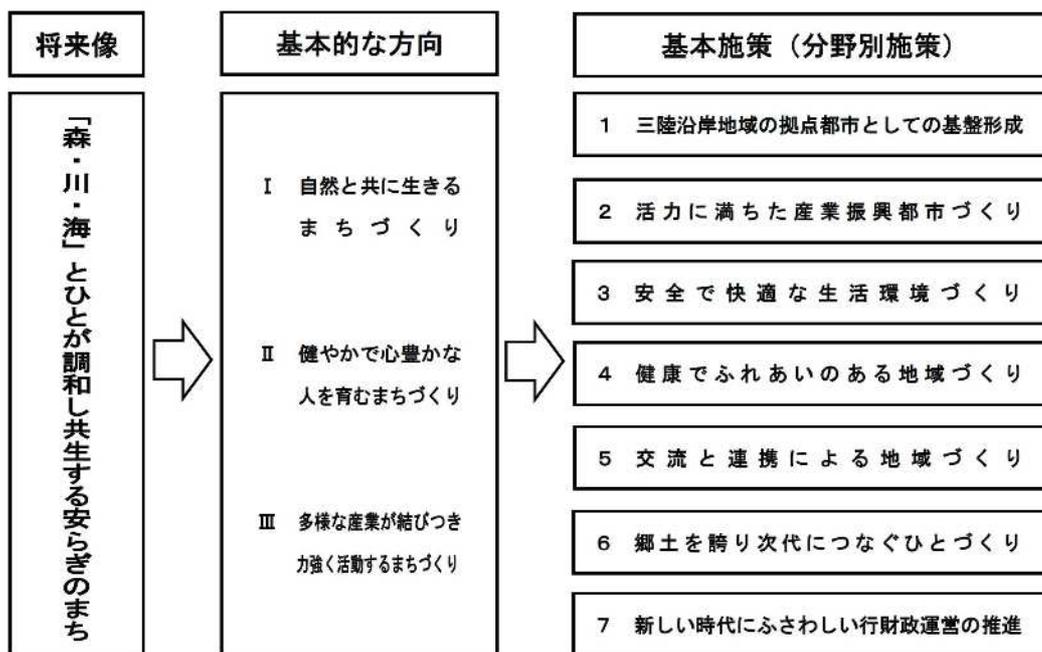
宮古市バリアフリー基本構想

I. 基本構想の方針

1. 基本的な考え方

宮古市総合計画では、都市の将来像として『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』を掲げ、「自然と共に生きるまちづくり」「健やかで心豊かなひとを育むまちづくり」「多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり」を基本的な方向とし、7つの基本施策を定めています。

■将来像・基本的な方向・基本施策の体系図



出典：令和2年3月 宮古市総合計画

宮古市総合計画の将来像、基本的な方向性を踏まえ、だれもが住みやすく健やかで心豊かな生活ができる環境を整えるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った、ひとにやさしいまちづくりを推進します。特に、様々な人が利用する交通結節点・公共交通施設を含めた駅周辺エリアにおいて、バリアフリー化を推進します。

また、ソフト面の整備として、高齢者や障がい者等に対して、だれもがやさしさと思いやりをもちながら、一人ひとりが相互に理解しみんなで支え合う社会を目指し、「心のバリアフリーの推進」に取り組めます。

2. 基本理念・基本方針

前述した基本的な考え方に基づき、本市のバリアフリー化の推進にあたっての基本理念と3つの基本方針を以下のように定め、バリアフリーの取組みを展開します。

基本理念

だれもが安全で快適に生活できる

人と人が調和し共生する安らぎのまち

○だれもが安全で快適に生活できる

障がいの有無、年齢、性別、人種に関わらず、だれもが「安心・安全」に生活できる生活環境を目指して、交通結節点・公共交通施設を中心としたハード面のバリアフリー化に取り組めます。

○人と人が調和し共生する安らぎのまち

高齢者や障がい者等に対して、だれもがやさしさと思いやりをもち、一人ひとりが相互に理解し、みんなで支え合いながら共生する社会を実現するために、ソフト面のバリアフリー化に取り組めます。

基本方針

【基本方針①】

交通結節点・公共交通施設等のバリアフリー化の推進

【基本方針②】

継続的かつ段階的なバリアフリー化の推進と検証

【基本方針③】

一人ひとりが互いを理解し支え合う

心のバリアフリーの推進

【基本方針①】 交通結節点・公共交通施設等のバリアフリー化の推進

○高齢者、障がい者、子ども、外国人など、多くの人々が利用する交通結節点・公共交通施設において、だれもが安心・安全そして快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。また、公共交通施設と駅周辺の生活関連施設を結ぶ主要経路についても整備を実施し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

【具体的な方向性】

- ・様々な人が利用する交通結節点・公共交通施設について、その当事者の意見を反映したバリアフリー化を推進します。
- ・施設と駅周辺の生活関連施設を結ぶ主要な動線についても整備を実施し、面的・一体的なバリアフリー化を図ります。

【基本方針②】 継続的かつ段階的なバリアフリー化の推進と検証

○バリアフリー化は、費用面や設備内容により、短期間で整備を完了させることが難しい場合もあるため、継続的に整備を推進します。また、地域の状況を考慮し、ハード・ソフト両面の施策を柔軟に取り入れて、段階的にバリアフリー化を推進します。これらの取組を着実に推進するために、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）による検証を定期的実施し、評価結果に応じてマスタープランの見直しや新たな取組を実施します。

【具体的な方向性】

- ・施設所有者・管理者とバリアフリー化の方向性について共有を図ります。
- ・市民からの意見や社会情勢などを考慮し、現状に則した計画となるようマスタープランを定期的に見直し、継続的かつ段階的にバリアフリー化を進めていきます。

【基本方針③】 一人ひとりが互いを理解し支え合う

心のバリアフリーの推進

■移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割

○だれもが、安心して快適に生活できる日常生活や社会生活を実現するためには、施設整備（ハード面）だけでなく、市民一人ひとりが、高齢者や障がい者等の特性、バリアフリーについて理解を深め、(※) 相互に支え合う「心のバリアフリー」(ソフト面)の推進をしていくことが非常に重要です。

※市民や生活関連施設の職員等の関係者が、困っている高齢者や障がい者等を手助けすること

※車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の移動等円滑化が図られた施設を高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう配慮すること など

○「心のバリアフリー」の理解促進及び協力の確保を図るために、本市は、市民、生活関連施設の職員等の関係者に対して、(※) 教育・啓発活動を実施します。

※移動等円滑化促進地区内の施設設置管理者等についても、教育・啓発活動の実施を働きかけます

■住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組

【具体的な方向性】

- ・イベント等の体験を通して、高齢者や障がい者等の特性、バリアフリーについて理解を深めることができるよう、「心のバリアフリー」の啓発促進に努めます。
- ・市職員による出前講座等により、「心のバリアフリー」の理解促進に努めます。
- ・各種取組の紹介や市広報・HPにより、「心のバリアフリー」の周知を推進します。

Ⅱ. 重点整備地区の選定

1. 重点整備地区選定の考え方

(1) 宮古駅、八木沢・宮古短大駅周辺の移動等円滑化の方針

以下に示す各施設の方針に基づき、宮古駅、八木沢・宮古短大駅周辺の移動等円滑化を推進します。

《移動等円滑化の方針》

【公共交通】

- ◆交通結節機能を持つ宮古駅、地域拠点機能を持つ八木沢・宮古短大駅のバリアフリー化の促進
- ◆利用者の安全性確保に伴う、鉄道・バス車両のバリアフリー化の促進

【道路】

- ◆徒歩移動の需要が高い区間における、歩道のバリアフリー化の促進
- ◆歩行区間の確保と連動した、交通安全施設設置の促進

【駐輪場・駐車場】

- ◆路上駐車 of 改善及び利用者に配慮した、施設設置とバリアフリー化の促進

【建築物】

- ◆不特定多数の方が利用する中央公民館 分館、ならびに生徒や教職員、保護者が利用する宮古小学校、河南中学校などの主要施設のバリアフリー化の促進

【公共交通】…

◆駅のバリアフリー化の促進

宮古駅は、ホーム間の移動手段が階段のみであるため、車椅子利用者は、階段に設置されている車椅子昇降機での移動となります。また、改札は車椅子幅を考慮していないため、入退場が困難な状況です。他にも、視覚障がい者に配慮した点字や誘導ブロックの未整備、案内表示の設置高や音声案内の未導入等、駅舎全体のバリアフリー化が整っていない状況です。

八木沢・宮古短大駅は、平成31年3月（平成29年設置認可）に開業したため、誘導ブロックや待合室、触知案内板等、駅舎内はバリアフリー化を完了しています。

◆鉄道・バス車両のバリアフリー化の促進

現在、両駅を走る三陸鉄道リアス線は優先席が未整備です。また、バス停留所については、待機スペースが未整備であることに加え、幅員が狭隘な歩道内や車道内に設置されている場所が見受けられるため、一定の乗降空間を確保していない状況です。これらの課題から、高齢者・障がい者等の円滑な移動環境の整備に努めます。

【道路】 …

◆歩道のバリアフリー化の促進

宮古市のメインストリートである市道末広町線は、地域住民の徒歩移動が最も集中する道路です。現在は、路側帯とカラー舗装で歩行空間を確保しています。この道路の課題として、路側帯内に障害物があることや、来訪や荷捌きの車両による路上駐車が多発しているため、一定の歩行空間が確保されていないことが挙げられます。

市道末広町線だけでなく、その他の両駅の重点整備地区内の道路には、剥離した道路上の案内や誘導ブロックの未整備、路面上の凹凸、路上駐輪や駐車等、多数の課題が見受けられるため、歩行者優先の道路への転換に努めます。

◆交通安全施設設置の促進

現在、八木沢・宮古短大駅への往来に際し、アクセス路がないため、駅から距離のある踏切への迂回を余儀なくされているなど、歩行者が移動に苦勞する状況が見られます。また、付近は横断歩道等が未整備であるほか、橋梁が架かっているにもかかわらず片側の高欄が未設置であるなど、安全面において悪環境です。

そこで、こ線橋を設ける等、主要施設への移動経路の短縮に努めるとともに、生活動線の安全性確保に努めます。

【駐輪場・駐車場】 …

◆施設設置とバリアフリー化の促進

宮古駅は、観光地「浄土ヶ浜」の最寄り駅であり、三陸観光の玄関口である宮古駅周辺に路外駐車場及び駐輪場が集積しています。しかし、駅周辺を除く駅北側のエリアについては、駐車場・駐輪場共に未整備であるため、自動車及び自転車利用者の動線を考慮した配置が必要です。また、八木沢・宮古短大駅周辺においては、主要施設内に路外駐車場・駐輪場ともに設置されていますが、公営住宅内の駐車場において障害者等用駐車スペースが整備されていない状況です。

路上駐輪・駐車防止の観点から両設備の設置に加え、障害者等用駐車スペースや出入口の幅員の確保等、整備を推進していきます。

【建築物】 …

◆主要施設のバリアフリー化の促進

主要施設は、高齢者や障がい者等、不特定多数の人が利用するため、バリアフリー化の推進が特に求められます。主な整備事項として、スロープや誘導ブロック・多機能トイレの設置、段差や勾配の解消、利用者の目線に合わせた設備高の設定が挙げられます。

また、建物内に加え、敷地内においても、車椅子利用者に配慮した滑りにくい舗装の整備や自動回転ドアの見直し等、検討が必要であることが考えられるため、円滑な移動環境の改善に努めます。

(2) 重点整備地区選定の基本的な考え方

国土交通省の定めるバリアフリー基本構想の方針に基づき、本市の基本構想では、宮古駅及び八木沢・宮古短大駅周辺に重点整備地区をそれぞれ選定します。重点整備地区とは、下記に掲げる要件に該当する地区を指します。

また、重点整備地区の区域は、基本的に生活関連施設の分布状況や主要経路、人口分布等を参考に選定しますが、本基本構想は、宮古市バリアフリーマスタープランに記載の、まち歩き点検でのバリアフリーに関する課題点も踏まえた上で、選定します。

《重点整備地区の要件》

- 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
⇒原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁、福祉施設等）に該当するものが概ね3つ以上所在するものとする。
また徒歩圏内の目安として、面積が約400ha未満の地区とする。
- 移動円滑化のための事業を実施することが特に必要であると認められる地区
- 移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

なお、重点整備地区の境界は、町字界、道路、河川、鉄道等施設によって、明確に表示して定めます。

2. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の選定方法

本市における重点整備地区は、前頁の重点整備地区の基本的な考え方を踏まえ、次のように選定します。

重点整備地区の選定方法

【重点整備地区の位置】

- 生活関連施設が徒歩圏内に集積し、歩行者交通量が多く移動の円滑化が特に必要な地区

【重点整備地区の範囲】

- 公共交通モード間の接続拠点と生活関連施設間の移動において、徒歩利用の多い範囲
- 高齢者、障がい者等の徒歩及び車椅子による移動または施設の利用状況を踏まえ、バリアフリー化の促進が必要であると考えられる範囲

宮古市の現状

- 宮古駅周辺には宮古市役所やキャトル宮古等、生活関連施設が集積し歩行者交通量が多いことに加え、宮古駅発着のバス路線が多いため、交通結節点としての機能を持つ。
- 宮古駅北側、市道末広町線は、歩行者や来訪・荷捌きの車両が多数確認できるにも関わらず、歩道空間が狭く大変危険である。
- 宮古駅北側、宮古街道付近は、65歳以上人口が多く、また学校・病院・公園等、生活関連施設が集積している。
- 宮古市立図書館付近は、鉄道駅からの徒歩または自転車・自動車利用が多くみられる。
- 八木沢・宮古短大駅周辺には岩手県立大学宮古短期大学部などの教育施設が存在し、徒歩またはバスによる移動がみられる。しかし、付近に歩行空間として確保していないにも関わらず、徒歩移動の需要が高い場所が多数存在し、大変危険である。
- 八木沢・宮古短大駅の北側と東側には多数の公営住宅が存在し、駅との相互移動が多くみられるほか、駅西側と比較してバスの運行本数が多い。

宮古市における重点整備地区

【宮古市における重点整備地区の位置】

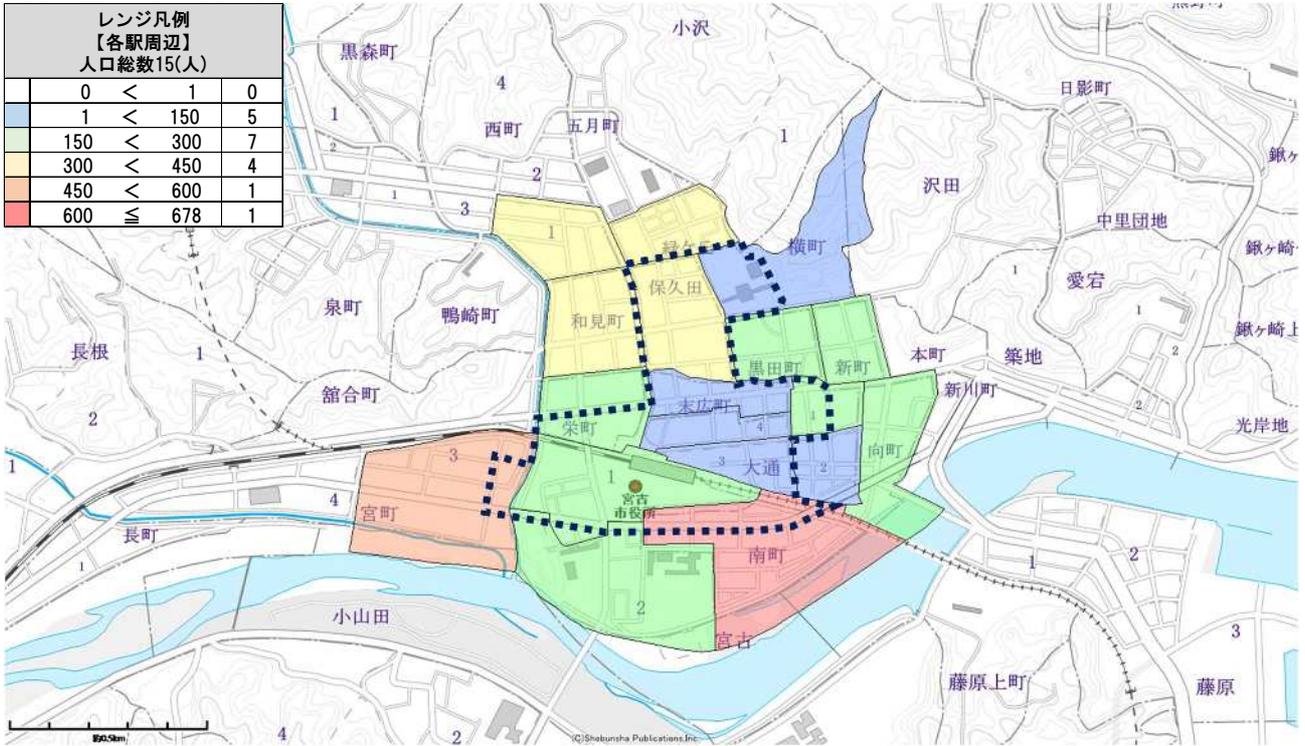
- 『宮古駅周辺地区』及び『八木沢・宮古短大駅周辺地区』の2地区を選定

【宮古市における重点整備地区の範囲】

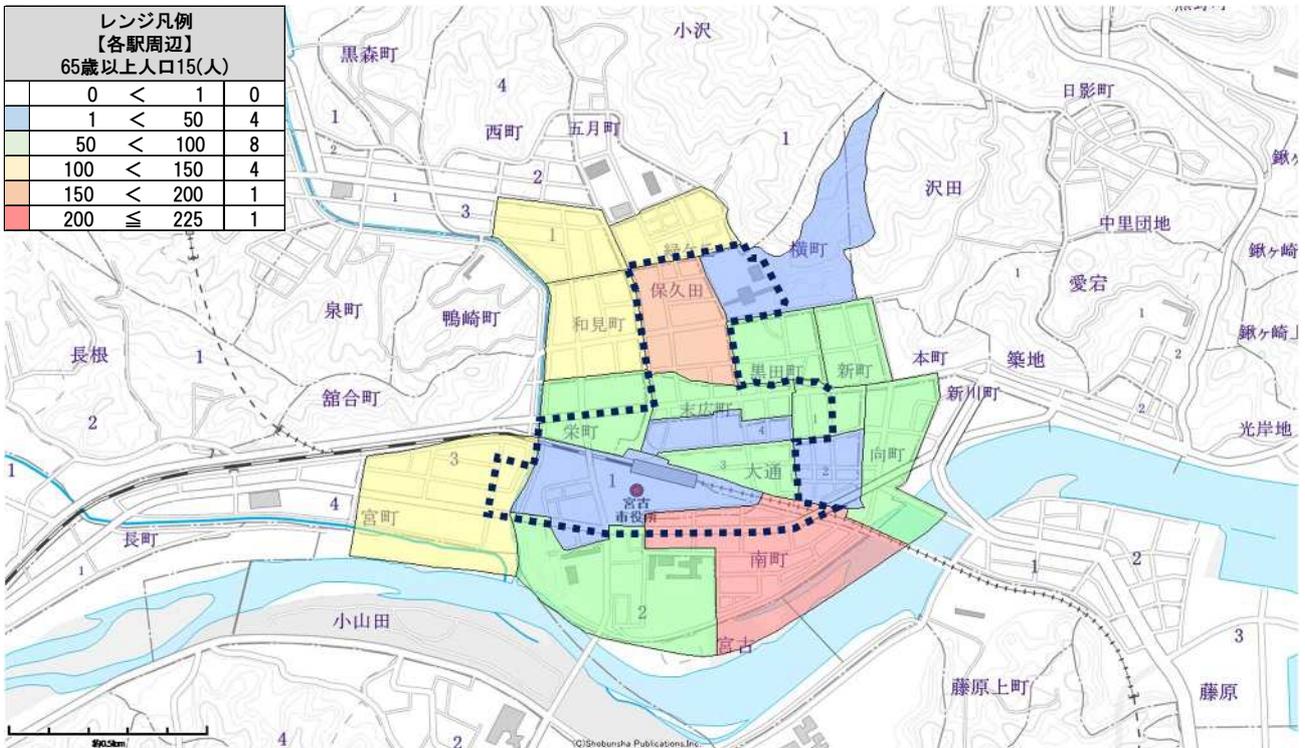
- 生活関連施設が集積しており、高齢者・障がい者等の徒歩または車椅子利用による施設間の相互の多い範囲
- バリアフリー化の促進を踏まえ、駅やバス停、駐車場、生活関連施設間で徒歩による移動を計画的に整備する経路を含む範囲

(参考) 宮古駅周辺人口分布

■総人口：人口分布（大字単位：平成27年国勢調査より）

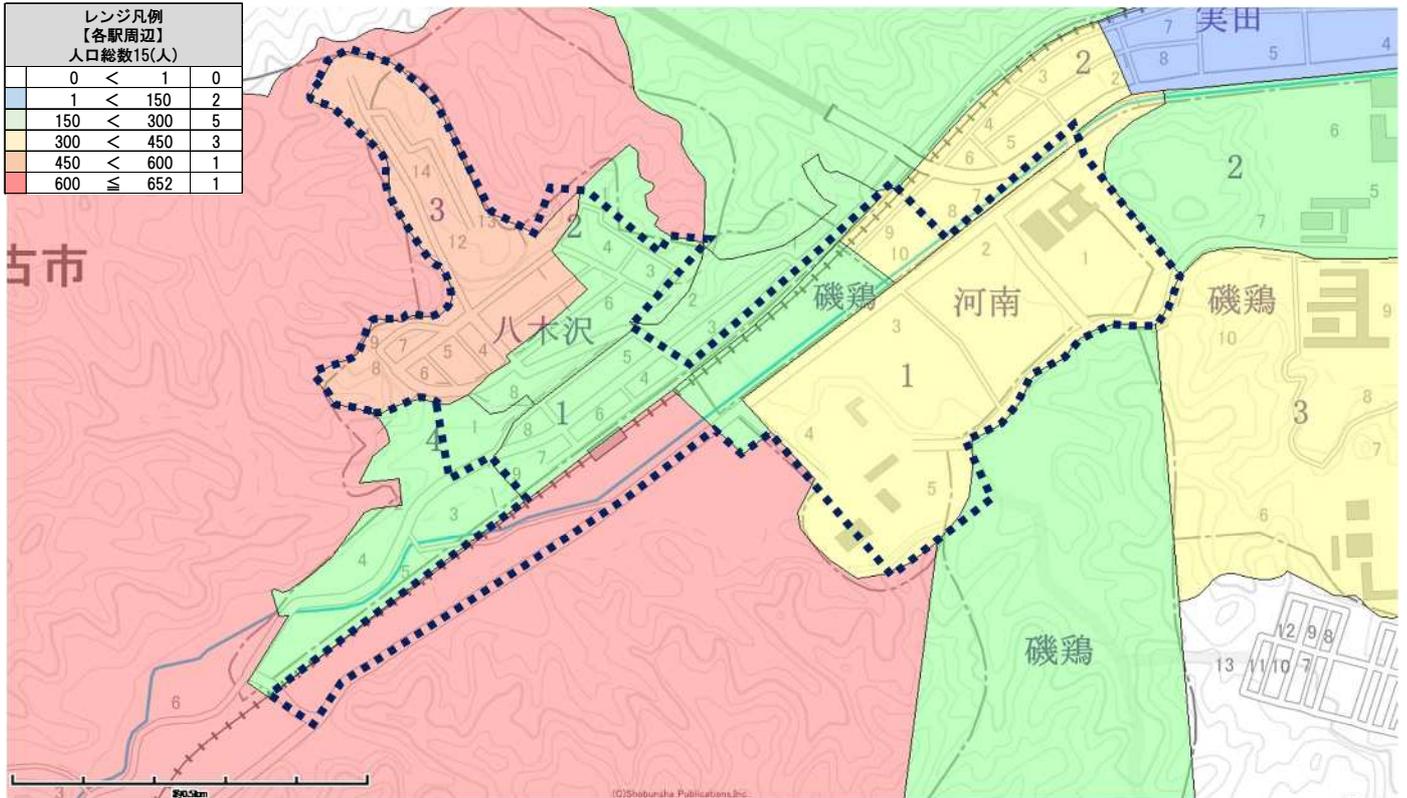


■65歳以上：人口分布（大字単位：平成27年国勢調査より）

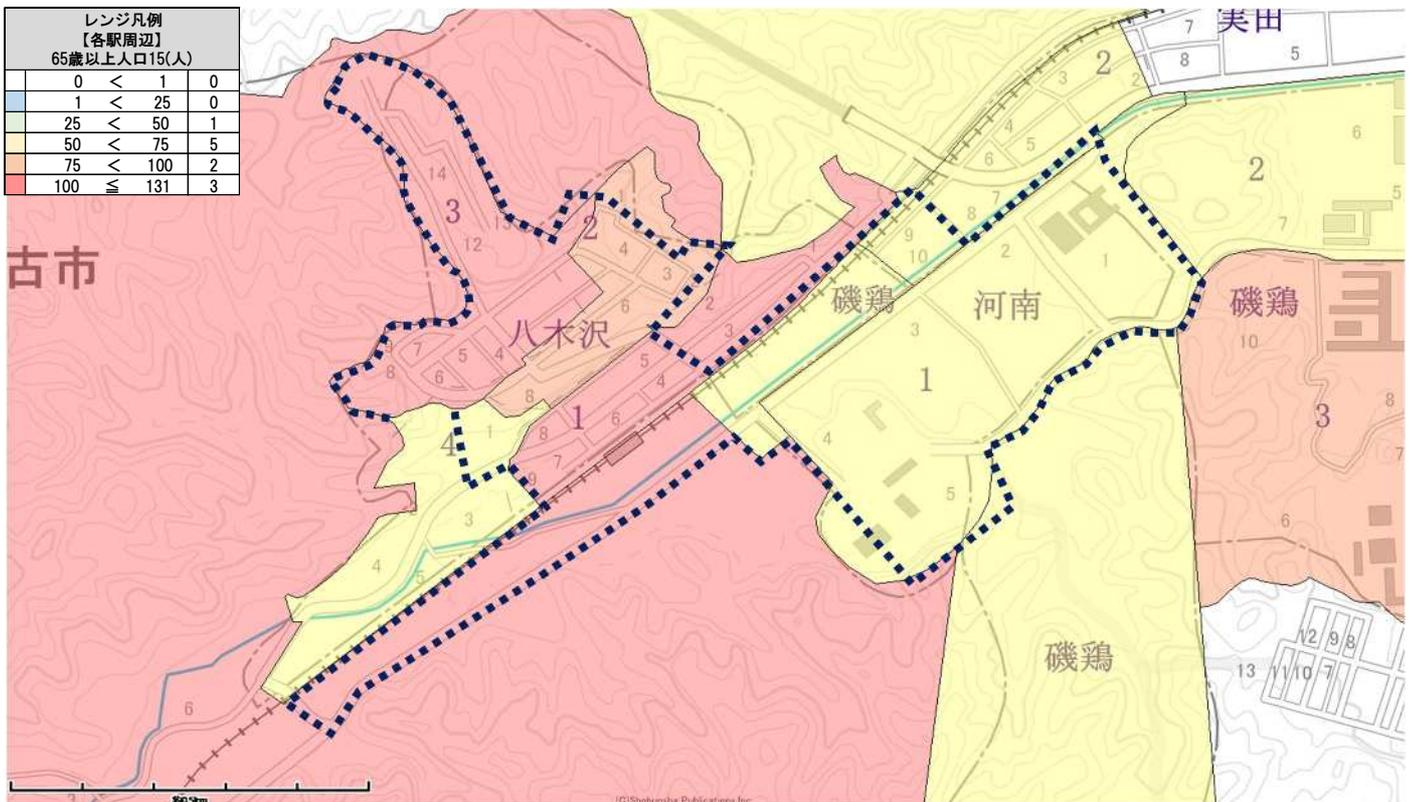


(参考) 八木沢・宮古短大駅周辺人口分布

■総人口：人口分布（大字単位：平成 27 年国勢調査より）



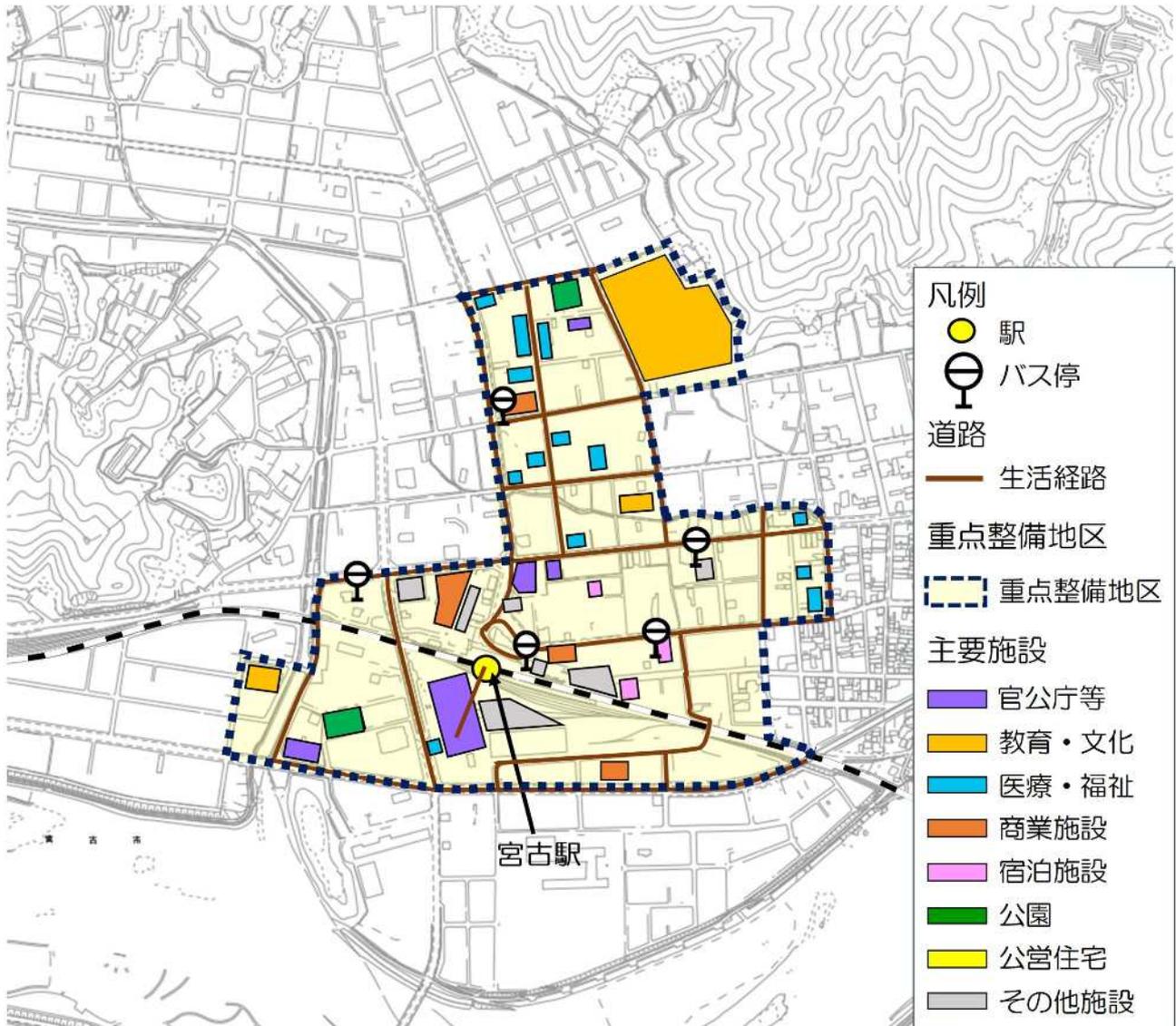
■65 歳以上：人口分布（大字単位：平成 27 年国勢調査より）



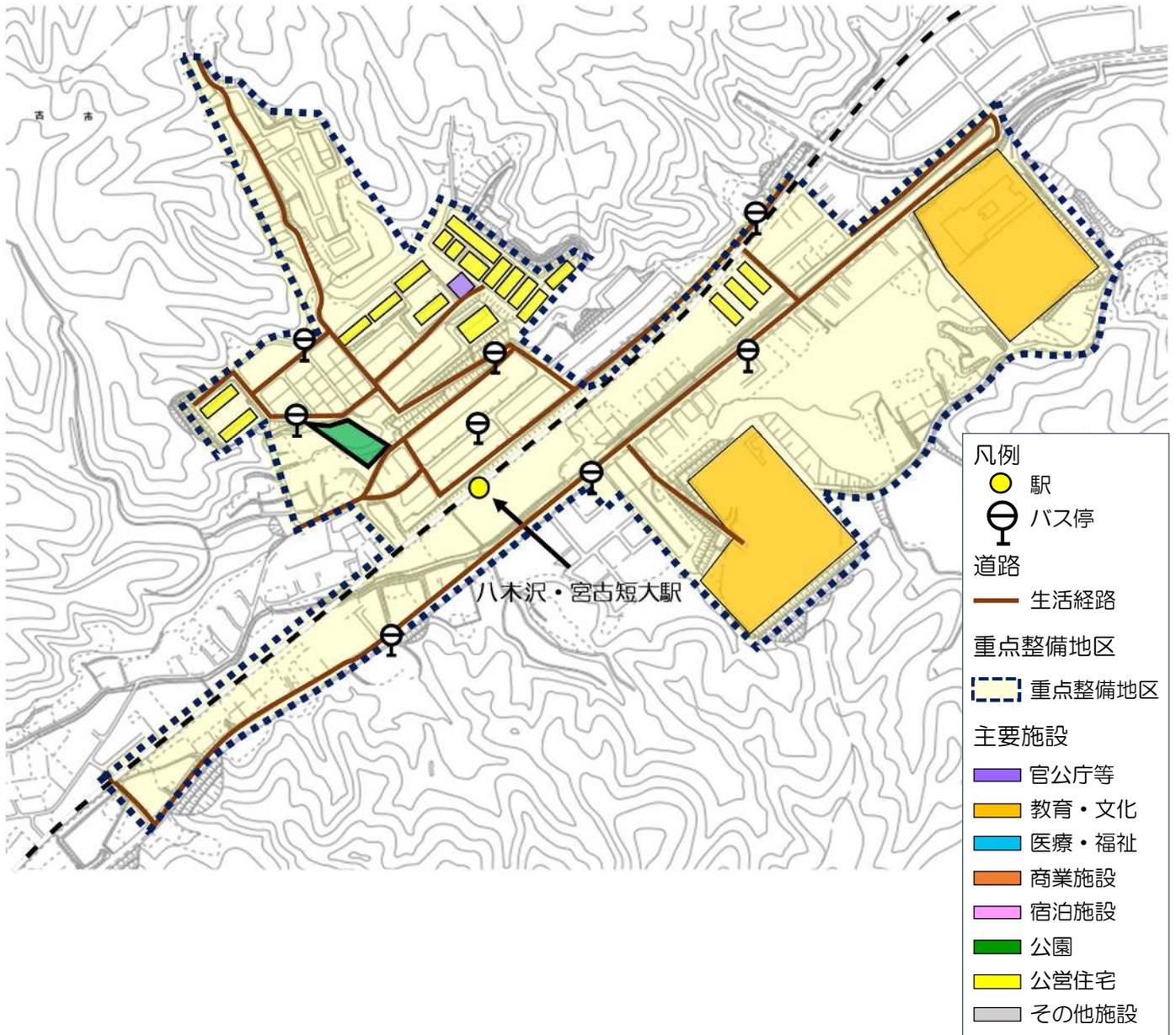
(2) 重点整備地区

前項を踏まえ、下図のような宮古駅周辺、八木沢・宮古短大駅周辺それぞれの重点整備地区を設定します。また、下図で示す生活経路とは、比較的多くの人に利用されている道路を指します。

■宮古駅周辺：重点整備地区



■八木沢・宮古短大駅周辺：重点整備地区



3. 宮古駅、八木沢・宮古短大駅及び駅周辺地区の概況

(1) 道路の状況

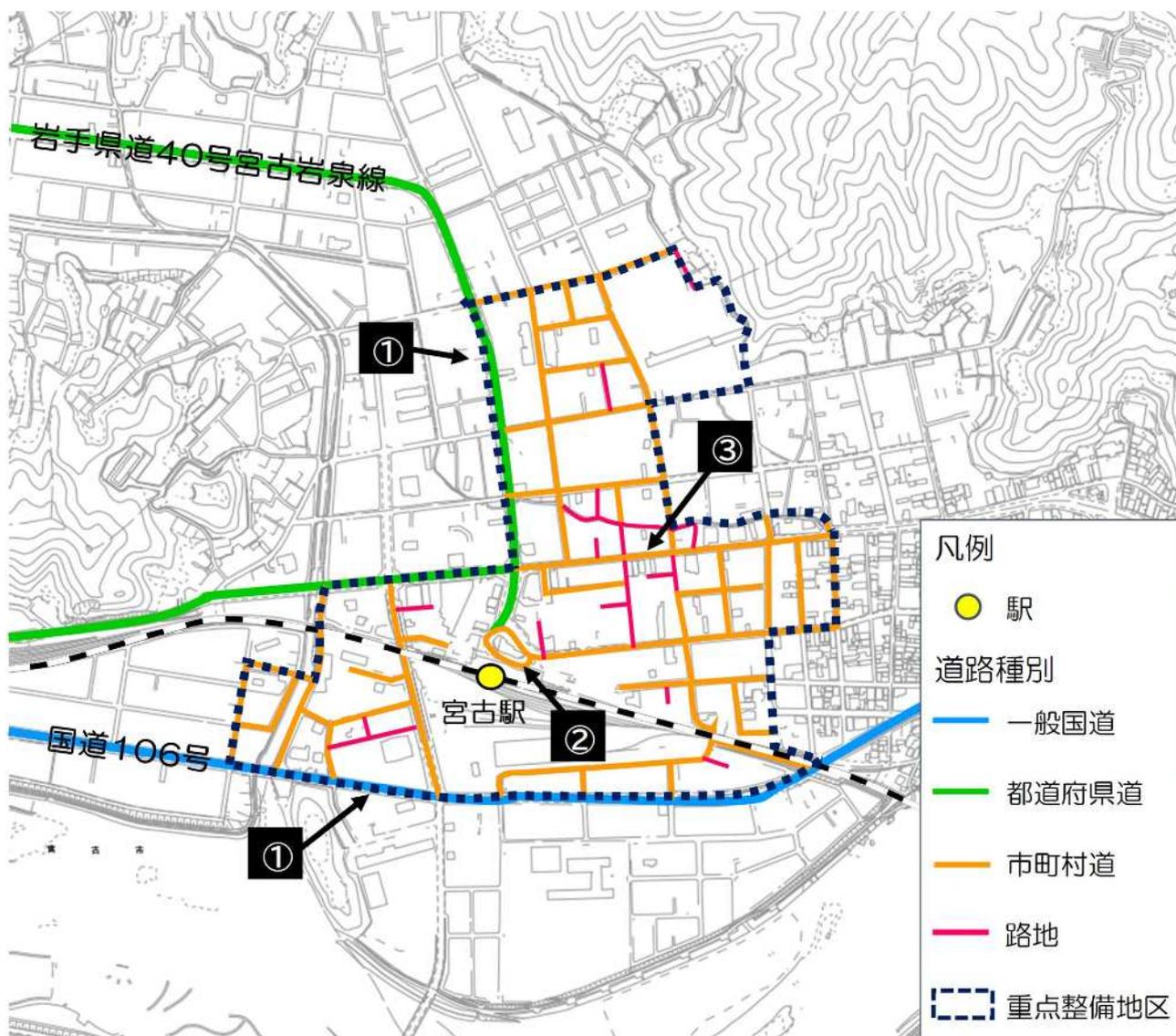
宮古駅、八木沢・宮古短大駅の重点整備地区内における道路状況を、一般国道、都道府県道、市町村道、路地の四項目に分けて整理します。

■道路の種類

道路の種類		定義	道路管理者	費用負担
一般国道	直轄国道 (指定区間)	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	国土交通大臣	国 都道府県(政令市)
	補助国道 (指定区間外)		都府県(政令市)	国 都府県(政令市)
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	都道府県(政令市)	都道府県(政令市)
市町村道		市町村の区域内に存する道路	市町村	市町村
路地		密集市街地などに形成される狭い家や家と家との間の狭い道、通路		

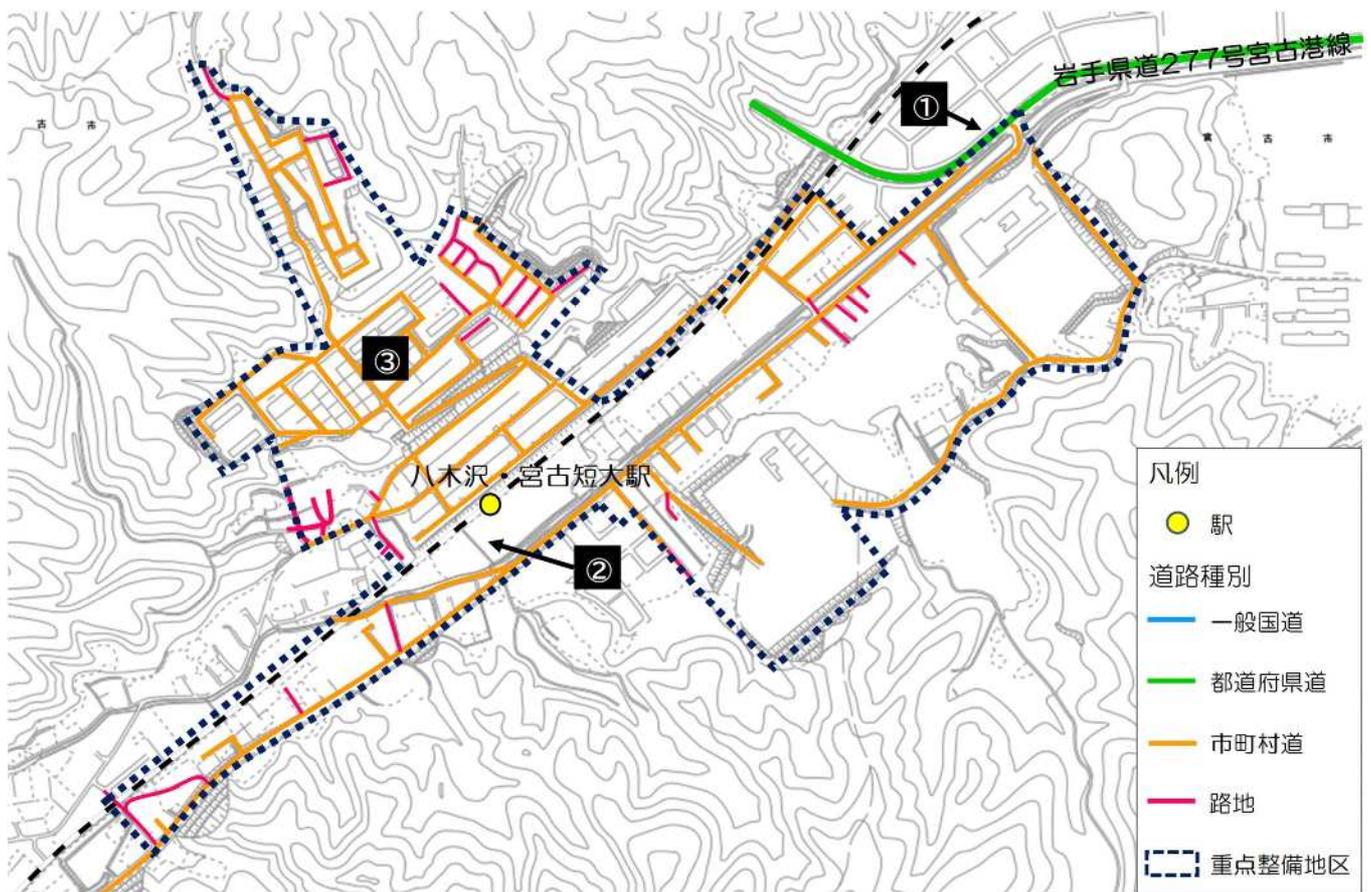
■宮古駅周辺：重点整備地区内の道路状況

- ① 本市と盛岡市を結ぶ国道106号は、両側の歩道整備が完了しており、十分な幅員を確保しています。また、本市から下閉伊郡岩泉町に至る県道である宮古岩泉線については、歩道幅員は十分な広さを確保していますが、車道との段差、横断歩道の塗装剥離や、道路舗装の凹凸等、路面に課題を抱えています。
- ② 宮古駅や宮古市役所周辺は、グリーンベルトや誘導ブロック等、歩道の整備が完了しており、概ね歩行者が移動しやすい環境を整えています。
- ③ 人通りの多い中心商店街を通る市道末広町線ですが、歩行空間が狭隘であることに加え、路面の段差や歩道が未整備の区間、路上駐車・電柱等の障害物があり、歩行者の円滑な移動を遮る状況です。



■八木沢・宮古短大駅周辺：重点整備地区内の道路状況

- ① 宮古港線は、片側に歩道を整備していますが、誘導ブロックを設置していないため視覚障がい者は通行が困難です。また、付近には歩行者・自転車専用道を整備していません。
- ② 八木沢・宮古短大駅周辺には、アクセス路がありません。最寄りの通路も踏切等が設置されておらず、歩行者動線にはなりません。また、その通路には高欄が片側にしか設置されていない橋梁があり、歩行者の安全が確保できない状況です。
- ③ 重点整備地区内の多数の道路が、歩道幅員が狭隘であることに加え、横断歩道未整備・側溝の蓋が未設置等、バリアフリー化が出来ていない状況です。また、路面上の凹凸やバスの停留所が歩道内に位置する等、歩行者が移動しにくい環境にあります。

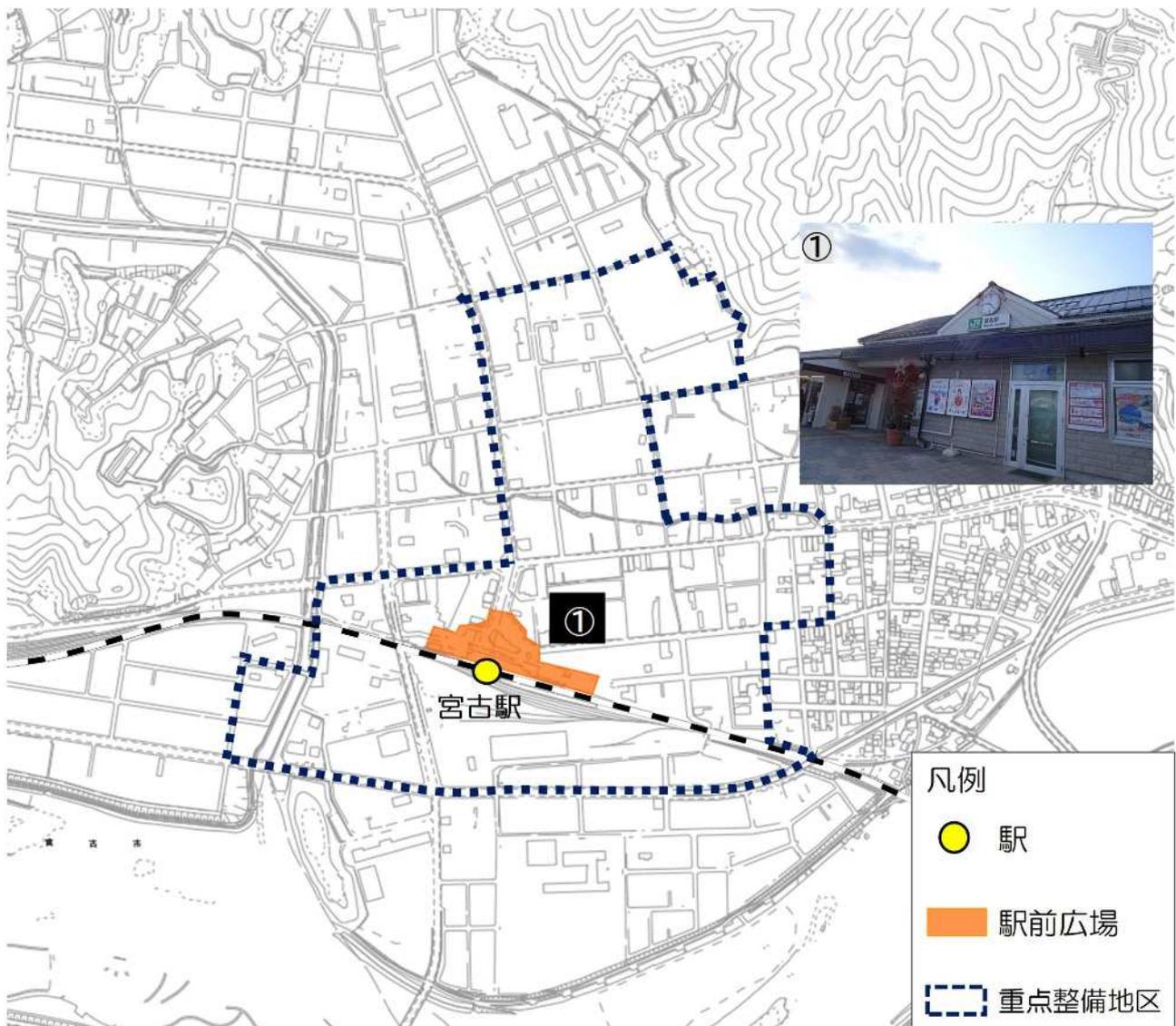


(2) 公共交通の状況

① 鉄道駅・駅前広場

- ◆ 宮古駅は重点整備地区の中央部に、八木沢・宮古短大駅は南側に位置します。
- ◆ 平成 24～30 年における、宮古駅の年間平均乗客数は、JR 103,714 人、三陸鉄道 79,269 人となっており、平成 31 年 3 月に開業（平成 29 年設置認可）した八木沢・宮古短大駅は、平成 30 年度の乗客数が 9 日間で 141 人となっています。

	概況	バリアフリーに係る状況
①宮古駅	通勤・通学を目的とした住民や学生のほか、観光を目的とした観光客が利用	・駅舎内の移動が階段のみであることに加え、改札の幅員が狭隘であるため、車椅子での利用が困難な状況。



	概況	バリアフリーに係る状況
①八木沢・宮古短大駅	駅周辺に多数存在する公営住宅の住民のほか、教育施設へ通学する学生等が利用	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の利用に際し、距離のある踏切への迂回を余儀なくされている状況。 ・駐車スペースからホームまでの移動距離が短いため、車椅子利用者も利用しやすい状況。 ・誘導ブロックや待合室等、駅全体にバリアフリー化が施されている状況。

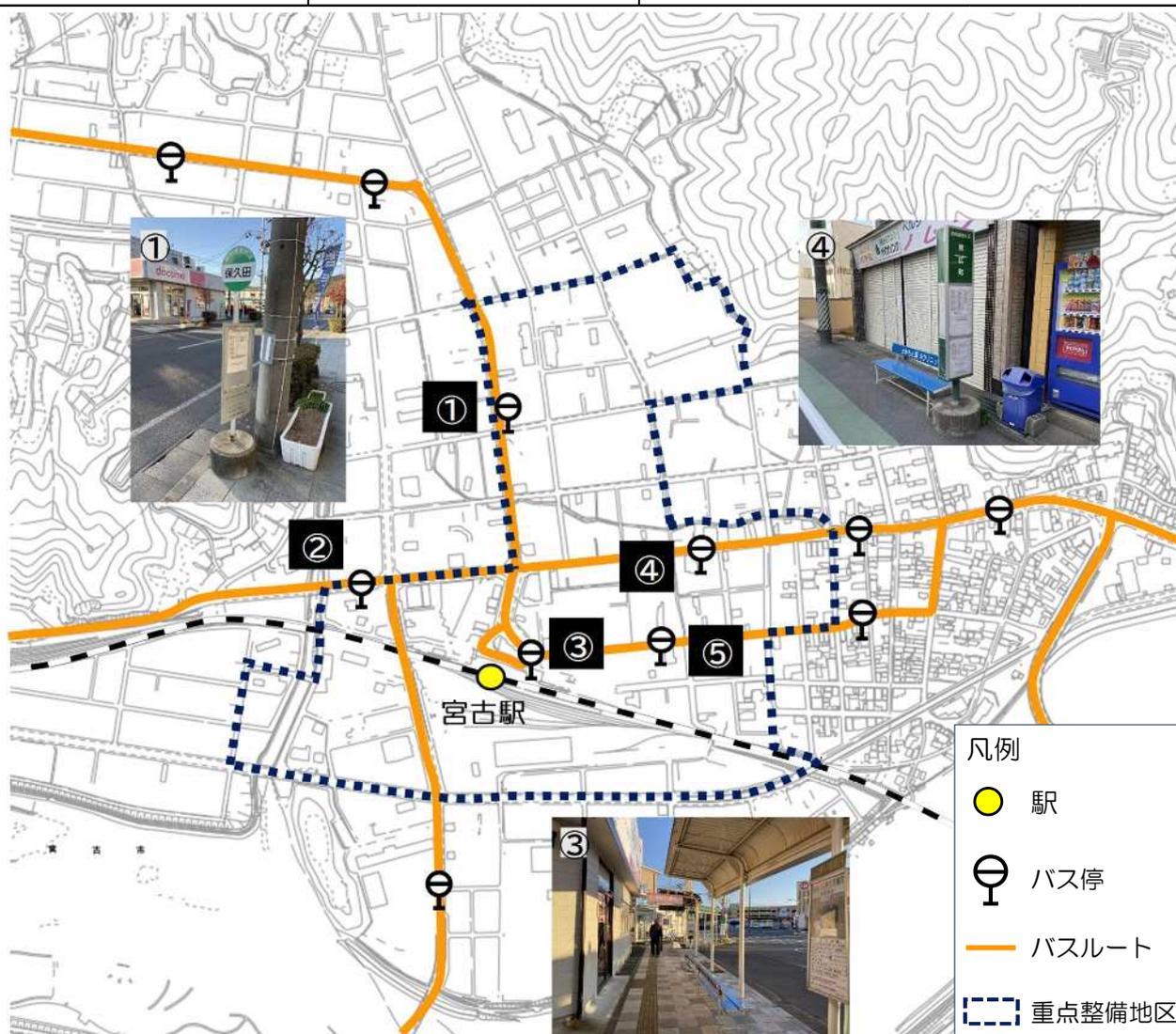


②バス（バス停）

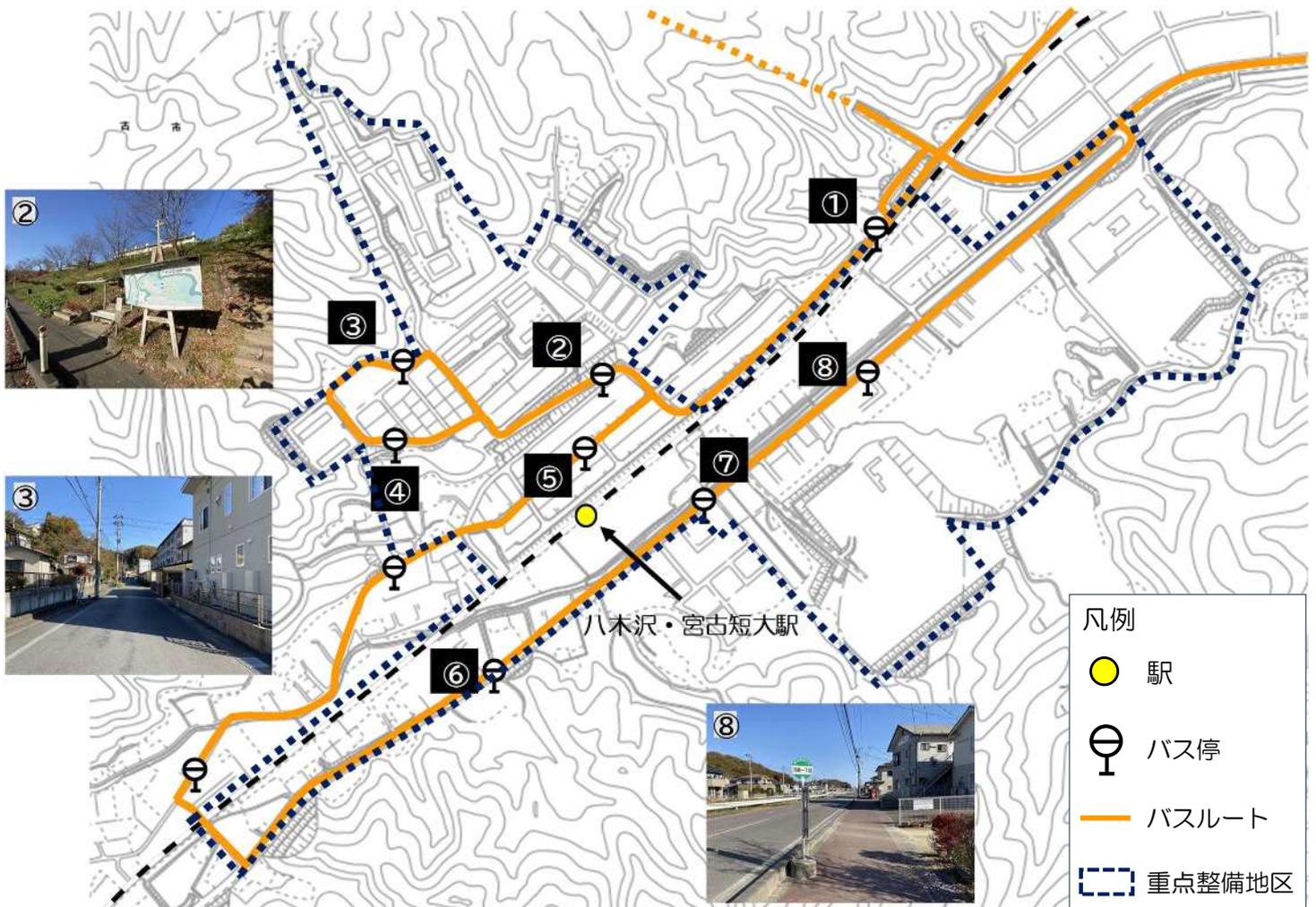
- ◆ 本市の市内路線バスは、岩手県北バスが運行する 44 系統、市営の新里地域バス 4 系統、川井地域バス 5 系統の計 53 系統で構成され、多くの路線が宮古駅を起終点としています。
- ◆ 都市間バスは、盛岡市と本市を結ぶ 106 急行バスが走行しており、新里地区、川井地区と宮古駅周辺を中心部を繋ぐ生活交通としての役割を担っています。また、この路線以外に、宮古～東京及び横浜間を走行する高速バス（夜行便）BEAM-1 が運行しています。

※令和 2 年 10 月現在（新型コロナウイルス感染症による休止等は記載しない）

	概況	バリアフリーに係る状況
①保久田	病院や薬局、銀行等、生活関連施設周辺に位置する	・誘導ブロックは整備されているが、休憩用ベンチなし
②栄町	県道40号沿いに位置する	・誘導ブロック及び休憩用ベンチ未整備
③宮古駅前	人々の移動が盛んな駅前広場に位置する	・休憩用ベンチや屋根整備済、誘導ブロック未整備
④末広町	宮古市の中心商店街である末広町商店街沿いに位置する	・休憩用のベンチ設置あり ・歩道（グリーンベルト）整備済
⑤大通三丁目	駅前広場から国道45号へと繋がる、道路沿いに位置する	・休憩用ベンチや誘導ブロック未整備 ・路側帯狭隘、塗装一部剥離



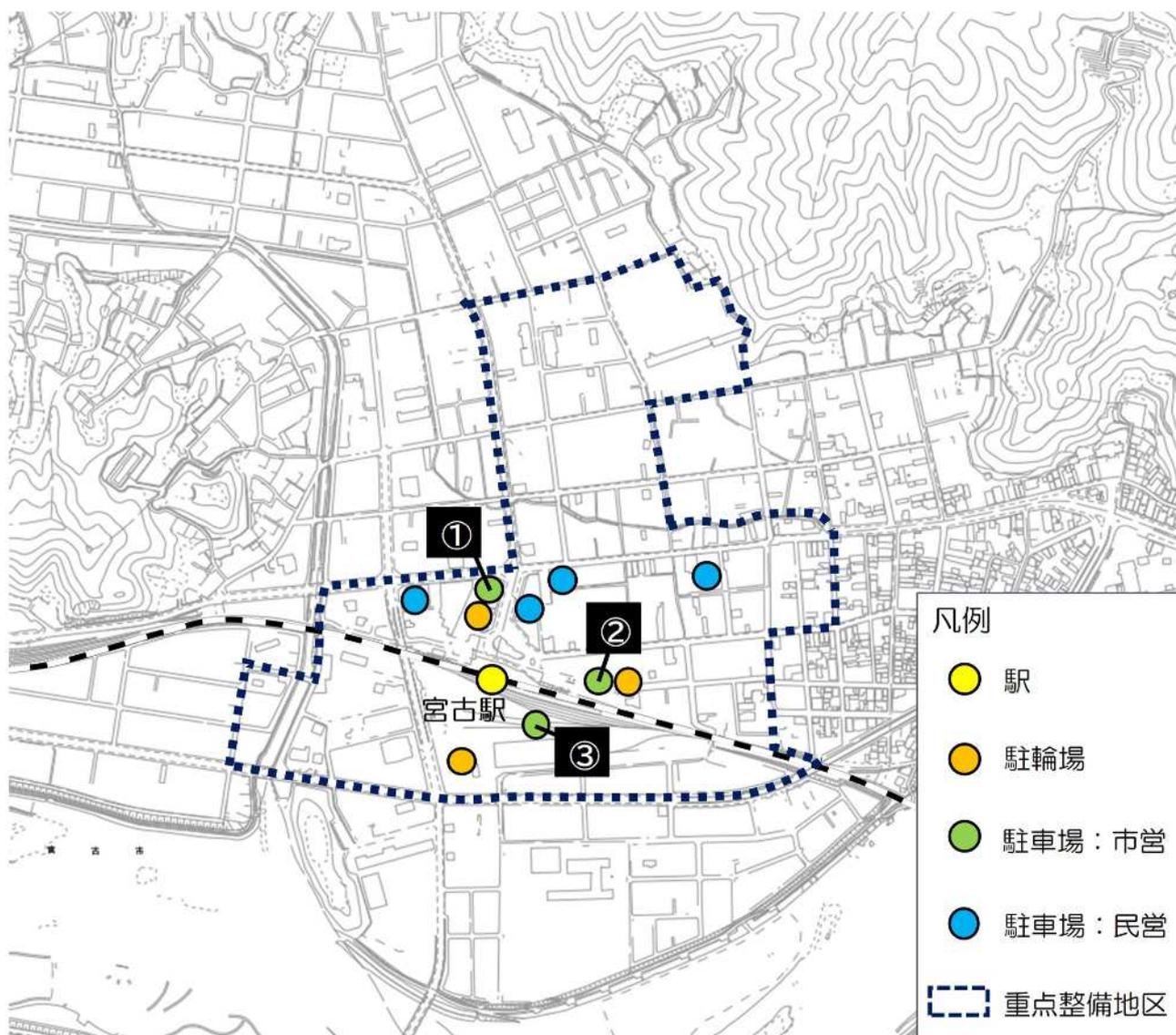
	概況	バリアフリーに係る状況
①八木沢一丁目	竹洞踏切付近に位置する	・休憩ベンチや誘導ブロック未整備 ・歩道幅員狭隘（一部車道通行になる）
②八木沢二丁目	住宅街へ向かう道路沿いに位置する	・休憩用ベンチや屋根整備済 ・車道外に整備済 ・コンクリートブロックに切欠きあり
③八木沢団地	住宅街内に位置する	・休憩ベンチ整備済 ・歩道幅員狭隘
④八木沢公園前	八木沢公園入口付近に位置する	・休憩ベンチや路側帯未整備 ・車道内に停留所が位置し、大変危険
⑤八木沢一丁目西	住宅街内に位置する	・歩道未整備のため、車両とのすれ違い時が危険 ・バス停標識が側溝の上に設置されており大変危険
⑥八木沢	交通量の多い県道277号沿いに位置する	・休憩ベンチ未整備であるが、車椅子走行が可能な歩道幅員を確保 ・バス停標識がグレーチング上に位置し大変危険 ・コンクリートブロックに切欠きあり
⑦宮古短大前	八木沢・宮古短大駅から宮古短期大学への移動経路に位置し、多くの歩行者が利用する状況	・休憩ベンチや誘導ブロック未整備 ・車椅子走行が可能な歩道幅員を確保 ・コンクリートブロックに切欠きあり
⑧河南一丁目	交通量の多い県道277号沿いに位置する	・休憩ベンチ未整備であるが、車椅子走行が可能な歩道幅員を確保 ・コンクリートブロックに切欠きあり



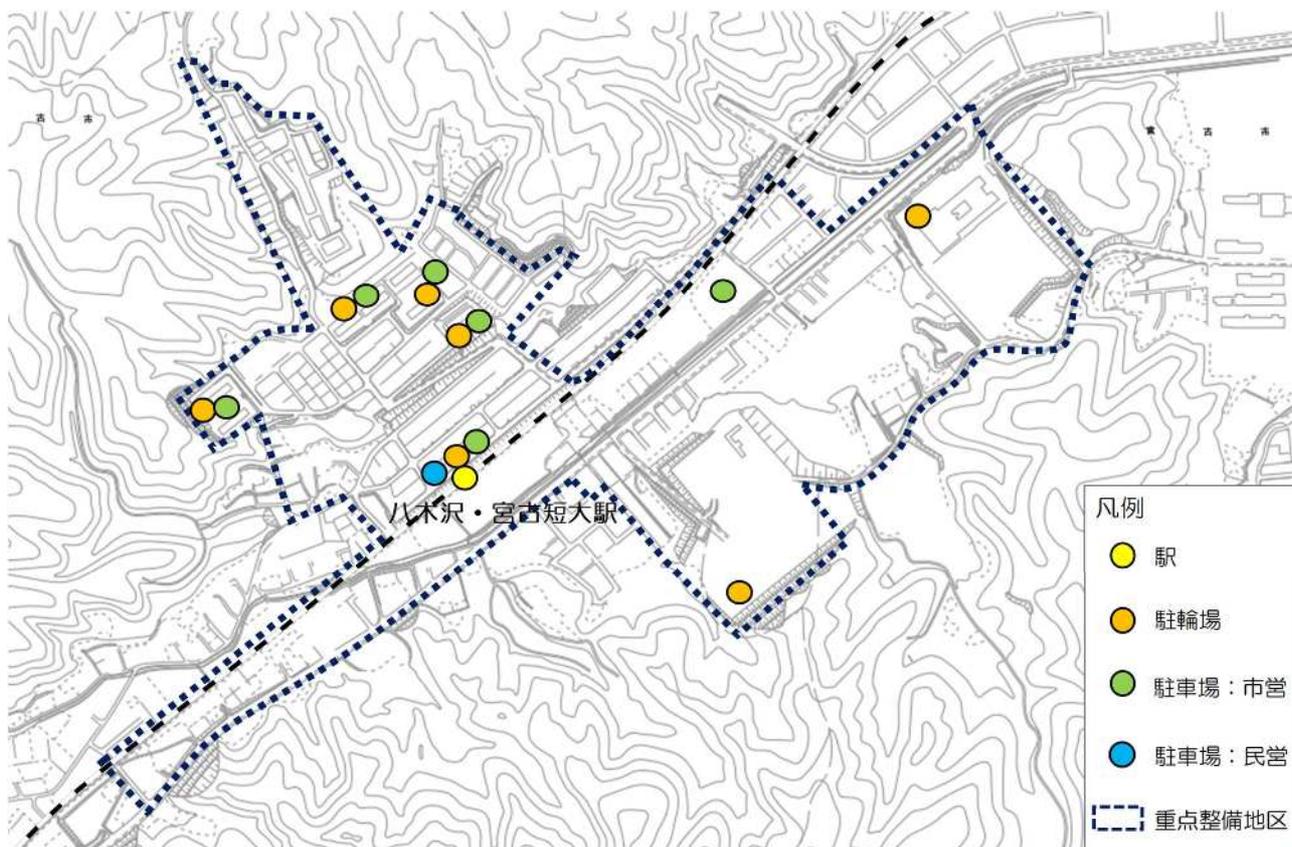
(3) 駐輪場・駐車場の状況

- ◆ 主に宮古駅周辺に多くの路外駐車を設置しており、駐輪場については、主に駅周辺の駐車場に隣接する形で設置しています。しかし、重点整備地区内において北側のエリアについては生活関連施設の専用駐車場等以外は、路外駐車場や駐輪場は整備されていない状況です。

	概況	バリアフリーに係る状況
①宮古市宮古駅前駐車場	駅前広場及び商業施設に面し、48台収容可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記収容台数のうち、2台は障がい者専用。 ・平地に位置し、段差等の障害物は無く、円滑な移動が可能な状況。
②宮古市宮古駅東駐車場	宮古駅の東側に位置し、54台収容可能。また三ヶ所ある市営駐車場のうち、唯一パーク＆ライドの対象となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記収容台数のうち、5台は障がい者専用。 ・平地に位置し、段差等の障害物は無く、円滑な移動が可能な状況。
③宮古市役所前駐車場	市役所に隣接する形で位置し、127台収容可能。大型車利用可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記収容台数のうち、3台は障がい者専用。 ・市役所移転に伴い設置され、段差等の障害物が無く、円滑な移動が可能な状況。



- ◆ 八木沢・宮古短大駅周辺の駐輪場及び駐車場は、駅舎や教育施設、公営住宅内に多数存在します。八木沢団地内は坂道が多いため、公営住宅を往復する交通手段は自動車またはバスとなりますが、バスルートに含まれていない道路近辺に駐輪場・駐車場を整備しています。

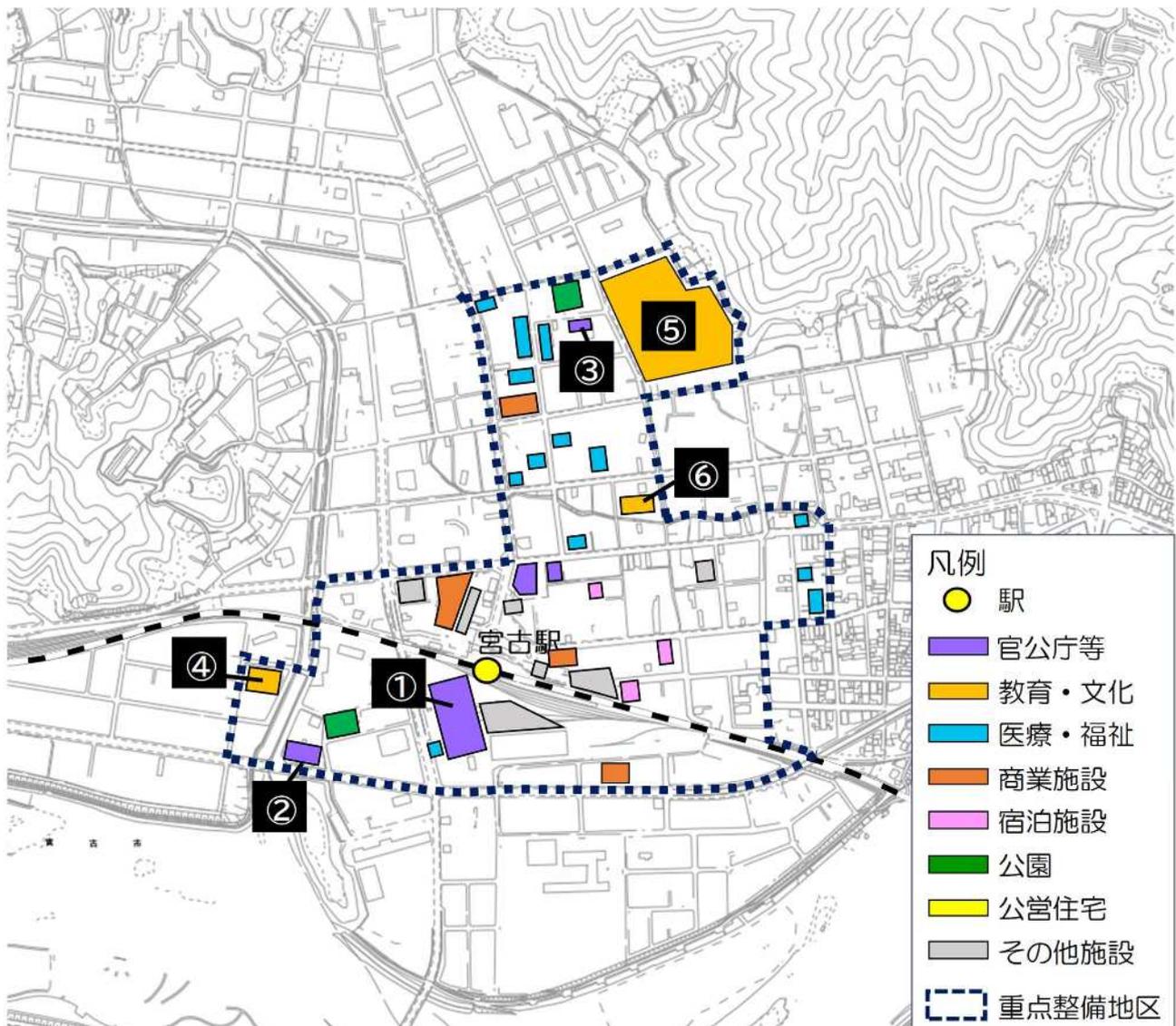


(4) 建築物の状況

国土交通省が提示している、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想に関するガイドライン』に記載の建築物を踏まえ、宮古駅、八木沢・宮古短大駅周辺の重点整備地区で該当する生活関連施設は下記のとおりです。

官公庁等	: 市役所、郵便局、銀行、ATM、裁判所、地区センター
教育・文化施設等	: 図書館、保育園、小・中学校、大学、公民館
保険・医療・福祉施設	: 病院・診療所、総合福祉施設
商業施設	: スーパー、薬局、小規模店舗、商店街
宿泊施設	: ビジネスホテル、旅館
公園・運動施設	: 公園
公営住宅	: 市営住宅、県営住宅
その他の施設	: 路外駐車場、観光案内所

■宮古駅周辺：重点整備地区内の生活関連施設の分布状況



宮古駅周辺の重点整備地区内における、官公庁や教育・文化施設等の公共建築物について、機能やバリアフリー化の状況等、詳細は下記に示すとおりです。

■宮古駅周辺

①イーストピアみやこ

- ◆平成30年10月1日に開館。
宮古市役所・保健センター・市民交流センターの三つの施設からなる複合施設であり、市政運営や住民への行政サービスを提供するための拠点です。
- ◆宮古駅前からクロスデッキ（自由通路）を介して通り抜けが可能のため、公共交通機関を利用したのアクセスも良いです。



②宮古区検察庁・盛岡地方裁判所

- ◆山口川に隣接する道路沿いに位置する、国の施設です。
- ◆出入口には、誘導ブロックやスロープを整備しており、車椅子での出入は可能ですが、歩道へ向かう斜面は急勾配となっています。



③中央公民館 分館

- ◆宮古小学校より一本奥へ入った道路に位置し、地域住民の学習拠点や交流の場として利用されています。
- ◆2階建ての建物はバリアフリー化されておらず、バリアフリー化の検討が必要です。
- ◆車道との高低差が小さく、敷地内は平坦性が確保されており、かつスロープや障害者等用駐車スペースも整備しているため、車椅子やベビーカー利用者も円滑な移動が可能です。



④宮古市立図書館

- ◆山口川を跨ぐ橋梁を渡った場所に位置し、市民のための生涯学習施設として利用されています。
- ◆施設内は、多機能トイレ（オストメイト対応）やエレベーター、車椅子の貸し出しも行っており、十分なバリアフリー設備を整備しています。



⑤宮古小学校

- ◆宮古駅より北東側に位置する市立小学校です。
- ◆校内施設においては、トイレの洋式化などを進めています。
- ◆付近の道路は、子どもの安全を確保するため防護柵を設置していますが、誘導ブロックが未整備のため、視覚障がい者は通行に困難な状況です。

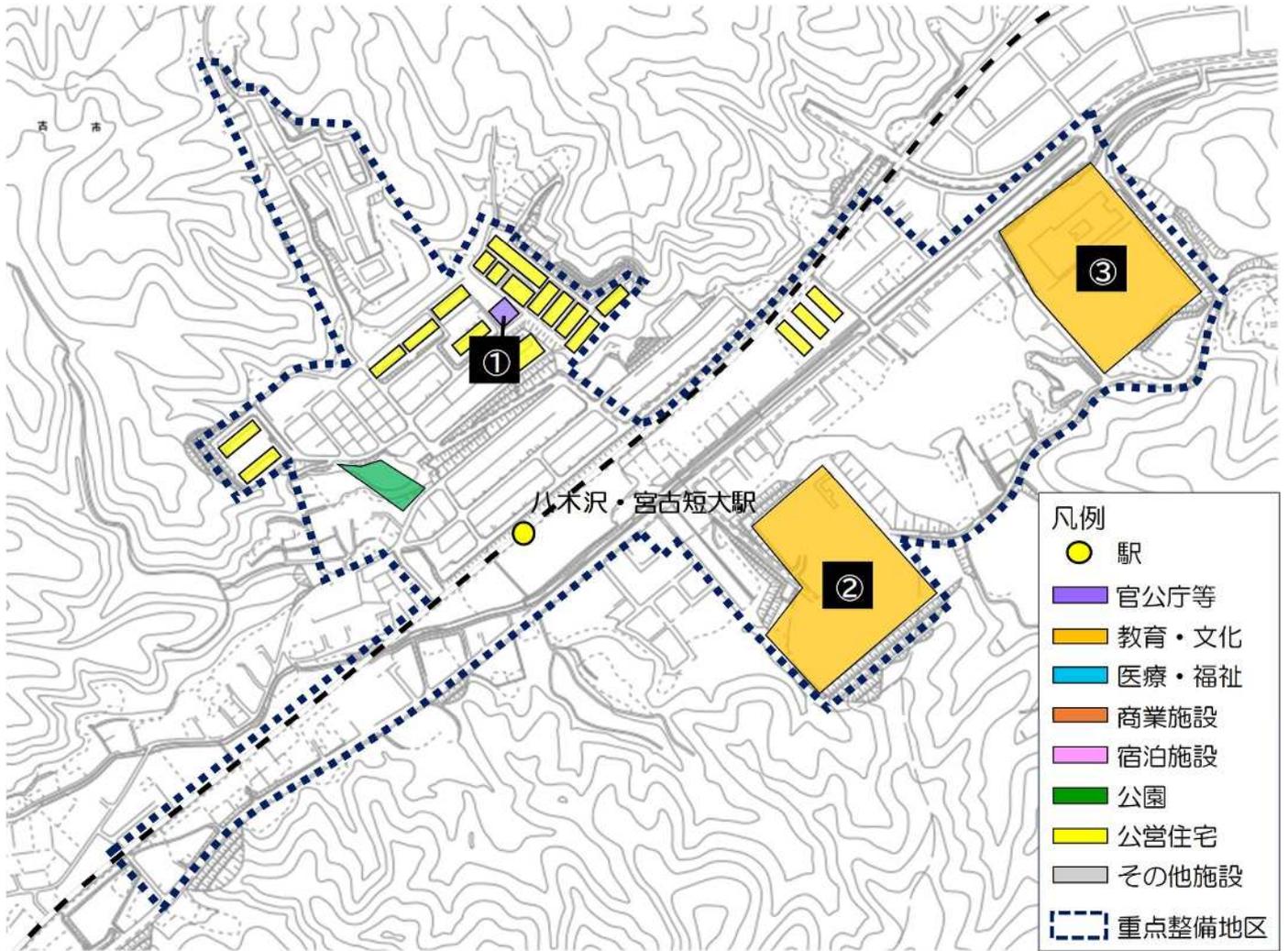


⑥宮古保育園

- ◆宮古市保久田の南東、山口川沿いに位置します。
- ◆付近の道路は、交通量が多いですが歩道が未整備であり、かつ路上駐車が多数存在するため、登降園時は注意が必要です。また園に駐車場は整備されていないため、送迎は車以外の交通手段となっています。



■八木沢・宮古短大駅周辺：重点整備地区内の生活関連施設の分布状況



八木沢・宮古短大駅周辺の重点整備地区内における、官公庁や教育・文化施設等の公共建築物について、機能やバリアフリー化の状況等、詳細は下記に示すとおりです。

■八木沢・宮古短大駅周辺

①八木沢地区センター

- ◆八木沢・宮古短大駅からは少し離れた八木沢団地内に位置し、地域コミュニティの場として利用されています。
- ◆出入口には誘導ブロックや車椅子走行が可能なスロープを整備しており、建物全体のバリアフリー化を完了しています。



②岩手県立大学宮古短期大学部

- ◆八木沢・宮古短大駅より南東の山上に位置し、主に情報処理等の分野を学ぶ場となっています。
- ◆大学入口まで歩道を整備しており、出入り口までは斜面を登り通学します。
キャンパス内は、障害者等用駐車スペースや段差のない化粧室等、バリアフリー化を進めています。



③河南中学校

- ◆県道 277 号宮古港線へ繋がる道路から一本奥に入った高台に位置し、出入り口までは斜面を登り通学します。
- ◆校内施設においては、トイレの洋式化などを進めています。
- ◆岩手県地域防災計画における、飛行場外離着陸場として指定されており、避難場所としても利用可能な防災拠点の施設です。



4. 生活関連施設および生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

国の基本方針より、『生活関連施設』とは、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことであり、不特定多数の人が利用する施設のことを指します。

本基本構想では、以下のような考え方に沿って生活関連施設を選定します。

■生活関連施設等の選定の考え方

《生活関連施設選定の要件》

- 高齢者や障がい者だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の徒歩による移動が見込まれる施設
 - 鉄道駅を中心とした、地域住民の利用頻度が高い施設
 - 重点整備地区内の避難所及び避難場所
- ⇒本基本構想では、津波や高潮、洪水等の災害が発生した場合の、防災拠点となる指定避難所を生活関連施設への追加の対象としました。



《生活関連施設選定の考え方》

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設
- 各エリアの市役所をはじめとした市の主要施設、並びに公共建築物
- 子育て支援やレクリエーション、防災拠点としての機能を持つ都市公園
- 道路交通の円滑化を図り、都市の機能を維持する路外駐車場
- 居住者が多く生活拠点である公営住宅



《生活関連施設の選定》

- ①宮古駅周辺地区：計 38 施設
- ②八木沢・宮古短大駅周辺地区：計 8 施設

■宮古駅周辺：生活関連施設一覧

区分	種類
旅客施設	JR・三陸鉄道宮古駅
官公庁施設	宮古市役所
裁判所	盛岡地方検察庁宮古支部、盛岡地方・家庭裁判所宮古支部
市民・地区センター	中央公民館 分館
郵便局・銀行	岩手銀行 宮古中央支店、宮古信用金庫 駅前支店
文化教養施設	宮古市立図書館
学校施設	宮古小学校、宮古保育園
医療施設	坂下歯科医院、佐藤雅夫クリニック、デンタルオフィス松橋、奥脳神経外科クリニック、たかはしメンタルクリニック、後藤泌尿器科皮膚科医院、歯科伊藤医院、岩見神経内科医院、宮古第一病院、前原歯科
福祉施設	ワークハウスアトリエSun、センター・うえる花夢
商業施設	キャトル宮古、エネオス宮古SS、ツルハドラッグ 宮古南町店、ツルハドラッグ 宮古中央店
宿泊施設	ホテルビッグウェーブ、みやこ旅館、山田屋旅館
公園	八幡公園、みどり公園
路外駐車場	タイムズ 宮古駅前、タイムズ 宮古駅東、タイムズ キャトル宮古、タイムズ 宮古市役所前、三井のリパーク 宮古末広町駐車場、リパーク宮古駅前
その他	宮古駅前総合観光案内所

なお、宮古市役所内の市民交流センター（津波・高潮・洪水・土砂）、宮古小学校（洪水・土砂）については、指定緊急避難場所に設定しています。

■八木沢・宮古短大駅周辺：生活関連施設一覧

区分	種類
旅客施設	八木沢・宮古短大駅
市民・地区センター	八木沢地区センター
学校施設	岩手県立大学宮古短期大学部、河南中学校
公園	八木沢公園
公営住宅	県営磯鶏アパート、八木沢市営住宅、八木沢県営住宅

なお、岩手県立大学宮古短期大学部（津波・高潮）、八木沢公園（津波・高潮）については、指定緊急避難場所に設定しています。

(2) 生活関連経路の選定

国の基本方針より、『生活関連経路』とは、歩行空間の利便性向上を目的とし、生活関連施設相互間の経路のことを言い、道路や駅前広場、自由通路等で示されます。

本基本構想では、前述の生活関連施設を踏まえ、以下のような生活関連経路を選定します。また、生活関連経路、及び前項で選定した生活関連施設について、図に示します。

■宮古駅周辺：生活関連経路

① 県道 138 号

⇒駅前広場に面しており、人々の移動が盛んです。

② 駅前自由通路

⇒徒歩だけでなく、自転車での通り抜けも可能な自由通路が存在するため、地域住民に生活動線として利用されています。

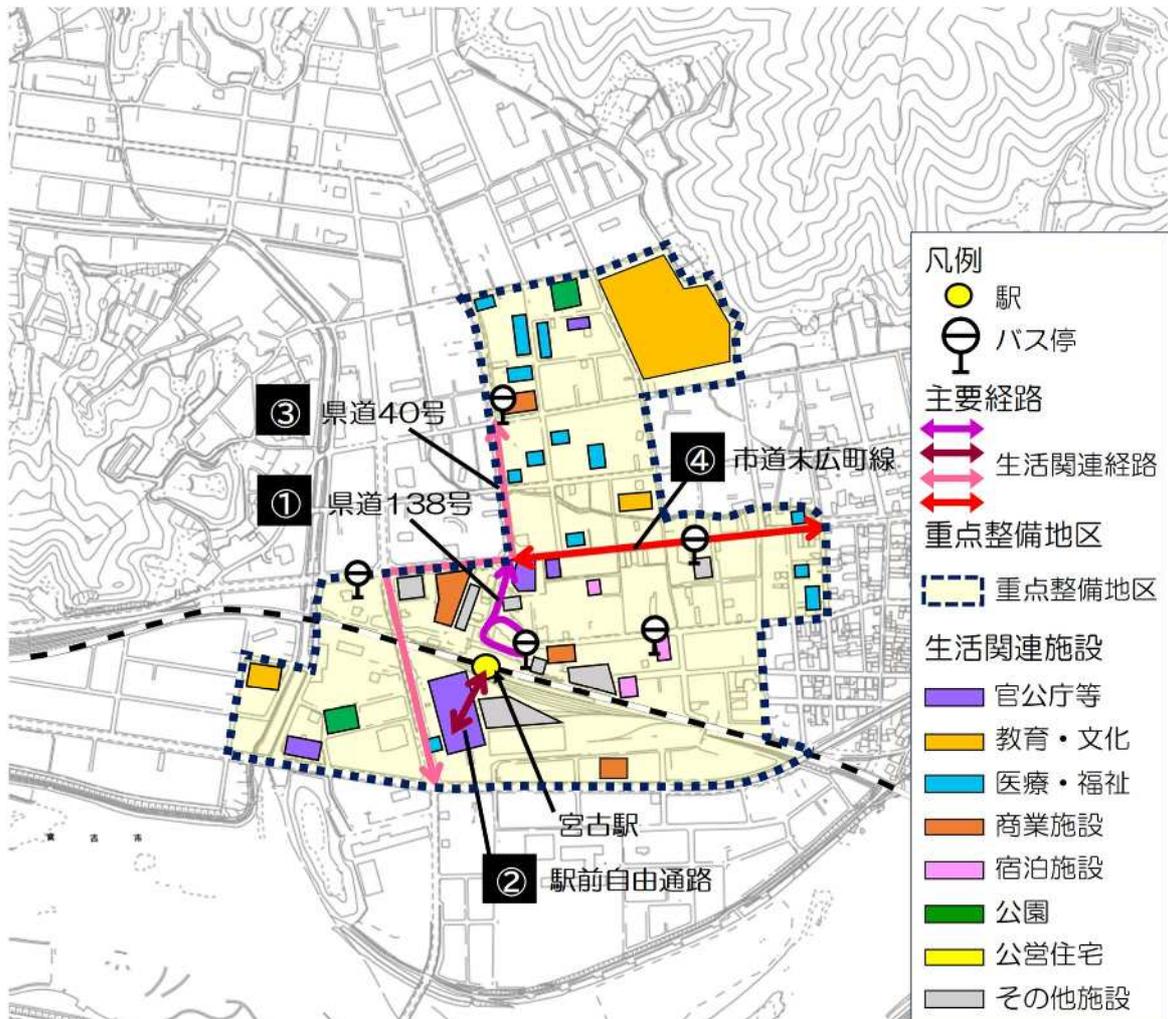
③ 県道 40 号

⇒宮古駅を中心として、中心市街地や多数の生活関連施設等へ流れる利用客が多く、人々の移動が盛んです。

④ 市道末広町線

⇒宮古駅周辺の末広町商店街の中央を通過しており、歩行者及び自動車の交通量が多い経路です。

■宮古駅周辺：生活関連施設及び生活関連経路



■八木沢・宮古短大駅周辺：生活関連経路

①市道八木沢団地3号線

⇒住宅街へのアクセスルートであり、徒歩やバス・自動車等、複数の交通手段が行き来する経路です。

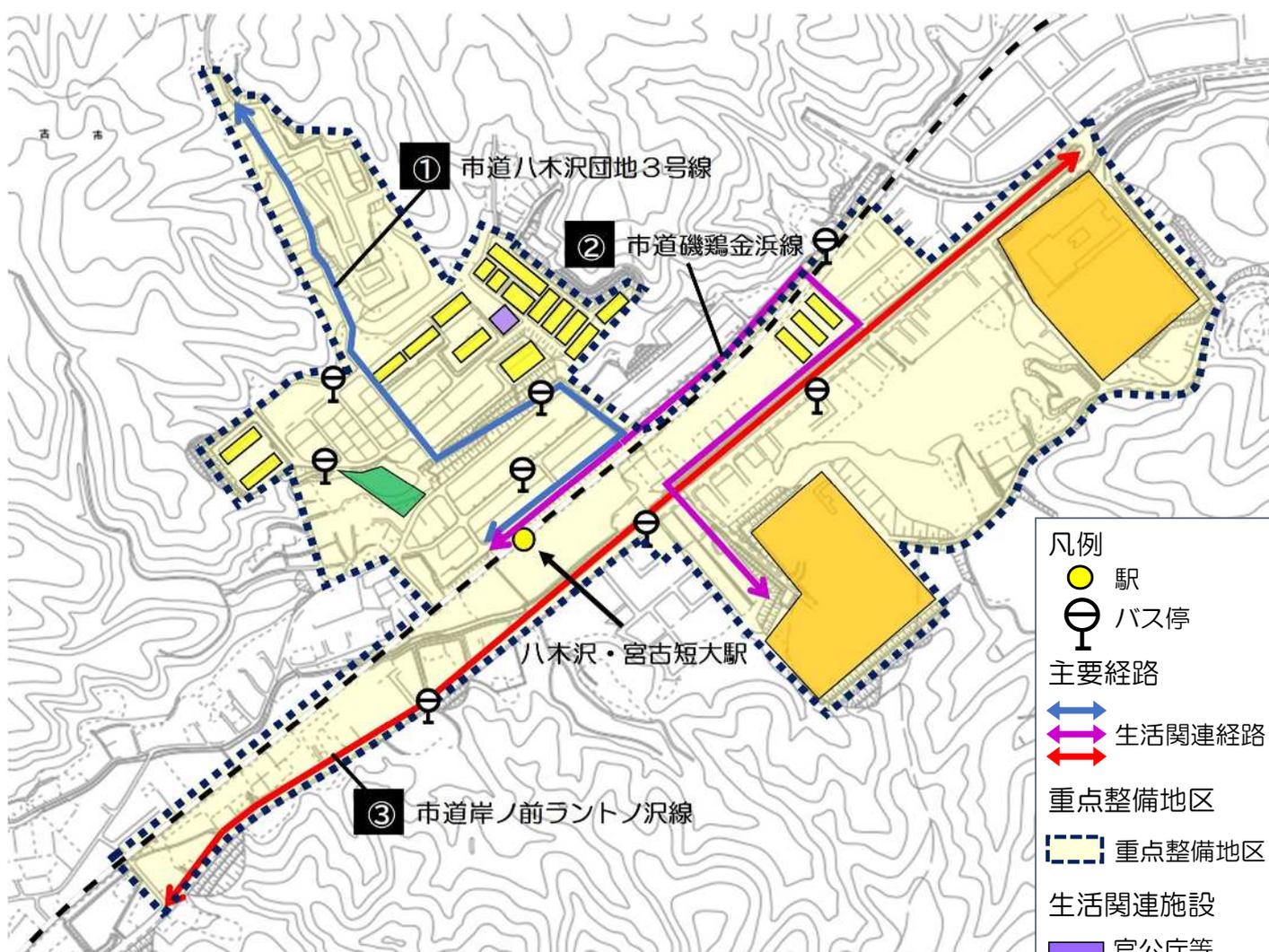
②市道磯鶏金浜線

⇒徒歩移動が盛んに行われている経路ですが、距離が長いため、本来歩行空間として確保していない場所が利用されていることが課題です。

③市道岸ノ前ラントノ沢線

⇒河南地区などの住民のほか、岩手県立大学宮古短期大学部等の教育施設に面しており、通学目的での人々の移動も盛んです。

■八木沢・宮古短大駅周辺：生活関連施設及び生活関連経路



※生活関連経路は複数の道路にまたがるため、主な道路名を記載

Ⅲ. 特定事業・その他事業

1. 特定事業・その他事業について

(1) 特定事業及びその他事業の考え方

『特定事業』とは、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を具体化するために選定します。バリアフリー法第2条では、以下の通り、7つの事業について定められており、基本構想で特定事業を定めた場合、その事業を実施する施設設置管理者には、特定事業の作成とこれに基づく事業実施が義務づけられます。

また、その他事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます。

《特定事業の内容》

◆公共交通特定事業

…特定旅客施設において行う事業であり、高齢者や障がい者等の移動や利用に配慮した、誘導ブロックや多機能トイレ等、バリアフリー設備の整備、また鉄道の車両における車椅子対応座席の整備に関わる事業。

◆道路特定事業

…道路において行う事業であり、歩道や案内標識の設置、歩道の拡幅や路面の修繕等、歩行空間の改善に関わる事業。

◆路外駐車場特定事業

…特定路外駐車場において行う事業であり、高齢者や障がい者等の円滑な移動を考慮した、スロープ設置や駐車スペースの切欠き等、駐車施設の整備に関わる事業。

◆都市公園特定事業

…都市公園において行う事業であり、車椅子走行を考慮した園路、多機能トイレやスロープの設置等、バリアフリー設備の整備に関わる事業。

◆建築物特定事業

…特別特定建築物において行う事業であり、高齢者や障がい者等の利用に配慮した、エレベーターや多機能トイレ等、バリアフリー設備の整備に関わる事業。

◆交通安全特定事業

…交通安全において行う事業であり、横断歩道や歩行者信号等、歩行者を扶助する道路標識の設置、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関わる事業。

◆教育啓発特定事業

…移動等円滑化の促進に関する学生等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業。また、これに関する住民やその他関係者の理解の増進及び協力の確保において必要な啓発活動の実施に関する事業。

2. 重点整備地区の特定事業

(1) 特定事業に選定する施設及び経路

高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者や障がい者等の移動の円滑化に向けた取組みが重要となります。本基本構想では、交通結節点としての機能のほか、商業や公共施設が付近に密集し生活サービスの拠点である鉄道駅を、バリアフリー化を行う上での最重要施設として特定事業に選定します。

■特定事業に位置づける施設及び経路

区域	施設	経路
宮古駅周辺	①宮古駅	
八木沢・宮古短大駅周辺		②駅南横断通路

■特定事業に位置づける施設及び経路の課題

(施設)

①宮古駅

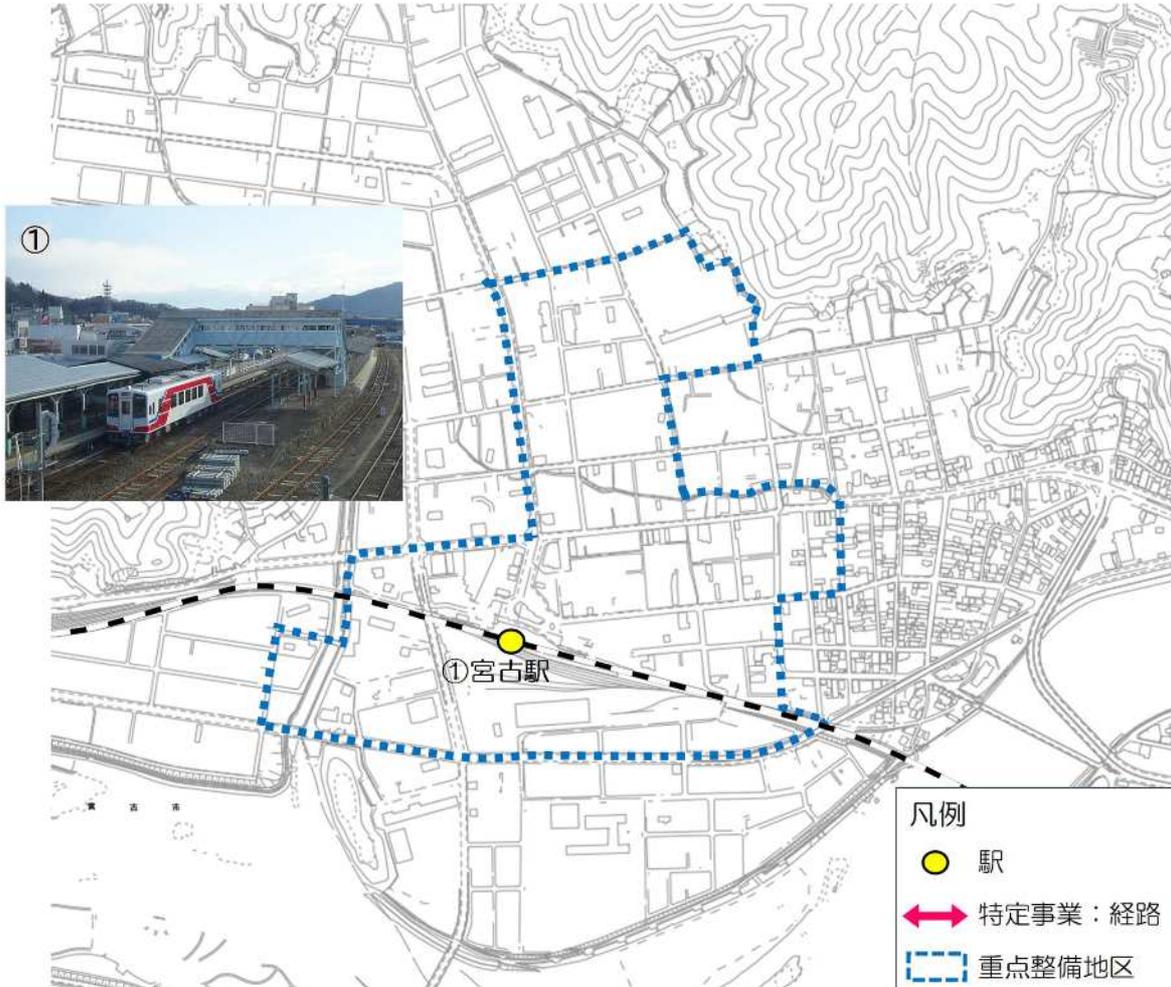
- …高齢者・障がい者等が移動しにくい駅舎の昇降設備（階段）
- …車椅子走行を考慮していない改札幅
- …車椅子利用者に配慮していない案内表示の位置
- …点字表記の無い券売機
- …高齢者・障がい者等の利用に配慮した転落防止設備の未整備
- …高齢者・障がい者等が利用しにくい化粧室
- …視覚障がい者に配慮した構内図の未整備
- …ホームと車両高との高低差

(経路)

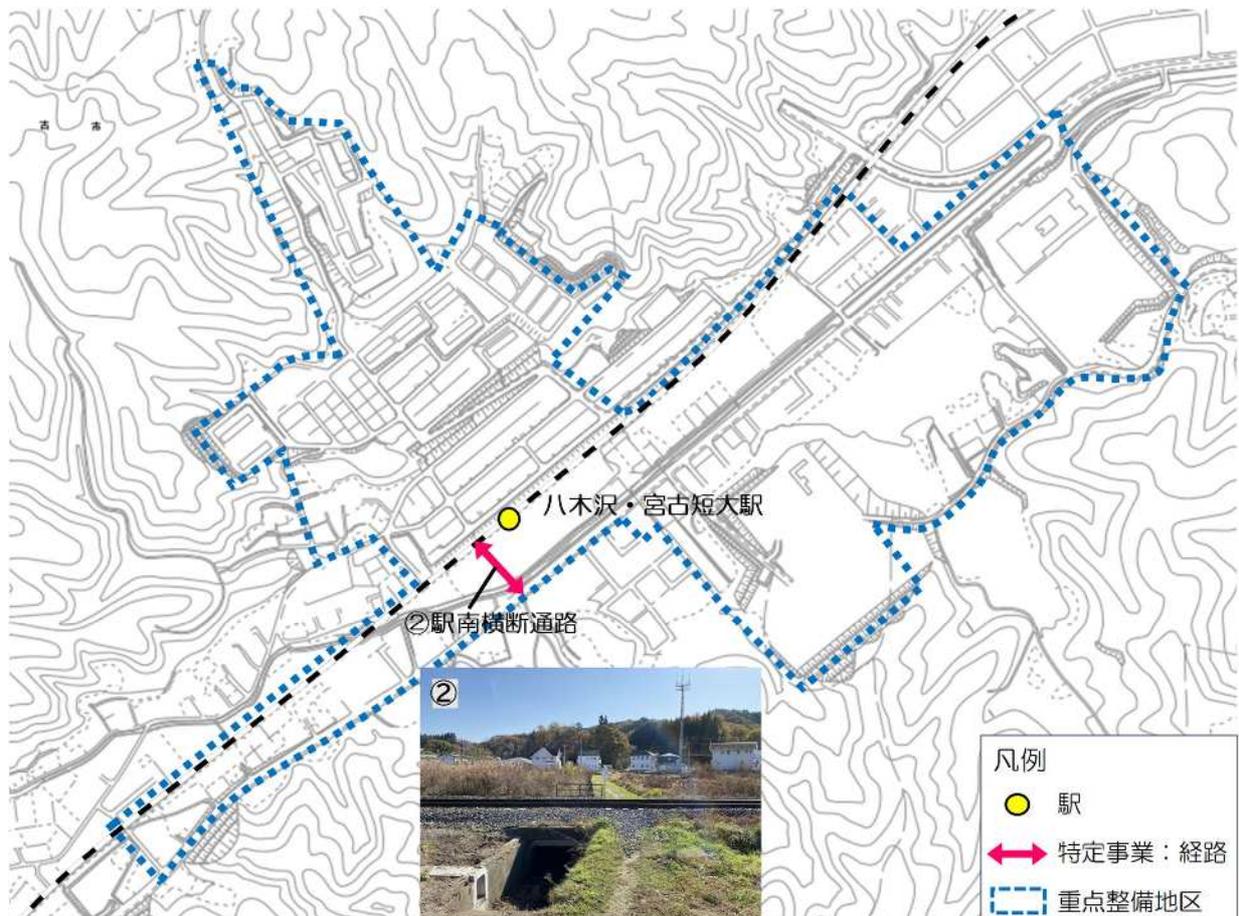
②駅南横断通路

- …駅から宮古短大側の主要施設へのアクセス路の未整備
(アクセス路がないため、駅から距離のある踏切への迂回を余儀なくされている)

■宮古駅周辺：特定事業に位置づける施設・経路



■八木沢・宮古短大駅周辺：特定事業に位置づける施設・経路



(2) 特定事業の整備方針

前項で特定事業に位置づけた施設及び経路を、バリアフリー法で定められている7つの事業種別に整備方針を選定します。整備内容については、バリアフリー法の各事業の移動等円滑化基準、また現地調査で抽出した課題を基に設定します。

なお、基本は移動等円滑化基準に適合するように設定しますが、施設の一部を改修する場合等、施設全体が基準を満たすことが難しい場合もあるため、次項に示す整備内容は可能な限り事業者と調整を図り、事業化の可能性の高いものから整備していくこととします。

また整備すべき特定事業においては、実施目標時期を定めるものとし、短期（5年以内）、中長期（6年以上）のいずれかを目標とします。

◆公共交通特定事業

①宮古駅

対象施設	事業内容	事業者	目標時期		
			短期	中長期	
乗換二線橋改良を含めた、駅舎内の円滑な移動経路の確保	◇ 乗車経路を踏まえたエレベーターの設置	三陸鉄道	○		
	◇ 車椅子走行や転回が可能な幅員及び福祉的構造を有する施設内設備への改修		○		
	◇ バリアフリー動線確保のための通路拡幅、倉庫移設		○		
	◇ 転落防止のための内方線つき点字ブロックの設置		○		
	◇ 視覚障がい者が進行方向を見失わないための誘導ブロックの配置 ⇒ ・ 障害物の無い場所 (途中で障害物がある場合、警告ブロックを設置し注意喚起をする。またブロック端にも警告ブロックを設置し、これ以上先に経路がないことを示す。) ・ 連続性を保つ		○		
	◇ 舗装面の段差や勾配の解消		○		
	◇ 高低差のある箇所でのスロープ等の設置		○		
昇降設備	◇ 二段手摺の採用			○	
化粧室	◇ 多機能トイレの設置				○
駅設備	◇ 構内位置を確認できる触知図案内板の設置、及び駅設備の点字表記への改修				○
階段	◇ 視認性向上のための蹴上への異なる色のタイルの使用				○
	◇ 安全性向上のための段鼻への滑り止め設置				○
待合室	◇ 駅構内の音サインや音声案内の実施				○
	◇ 車椅子走行を考慮した座席の配置				○
	◇ 優先席を区別できるピストグラムカバー等の設置			○	
券売機	◇ 車椅子利用者や子どもの目線に配慮した高さ			○	
	◇ 現金投入口の低位置化、足元空間の確保			○	

◆道路特定事業

② 駅南横断通路

対象施設	事業内容	事業者	目標時期	
			短期	中長期
こ線橋新設を含めた、安全な移動環境の確保	◇ こ線橋設置による、踏切への迂回の解消	宮古市	○	
	◇ 二段手摺の採用		○	
	◇ こ線橋階段部の有効幅員2.1m以上の設定 ⇒人と人とがすれ違うことのできる最小幅員1.5mに、斜路部幅員0.6mを加えた幅員以上とする。		○	
	◇ 段鼻の突き出しがない等、躓きにくい構造を採用		○	
	◇ 段差識別のための、十分な太さの踏面端部の塗装 ⇒幅5cm程度が識別しやすい。		○	
	◇ こ線橋へ向かう経路として利用される、荒地の整備		○	

◆教育啓発特定事業

○心のバリアフリーの推進

施策種別	事業内容	目標時期	
		短期	中長期
住民その他関係者の理解の増進及び協力の確保	◇ 学校におけるバリアフリー教室の開催 (イベント体験⇒自然に快くサポートできる社会の実現)	○	
	◇ 高齢者や障がい者等、異なる条件を持つ多様な人々との交流の場の確保 ⇒目標とする社会のイメージの共有を図る。	○	
	◇ 市職員による出前講座やセミナーの開催 ⇒高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える方への理解を深めるとともに、共に支え合う意識の醸成へと繋がる。	○	
	◇ 各種取組みの紹介や市広報・HPによる取組みの周知	○	

3. 重点整備地区のその他事業

生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業において、特定事業に該当しない施設及び経路を『その他事業』として位置づけます。また、特定事業の要件に該当するものの、実際に事業を実施するか検討段階である事項に関しては、その他事業に分類します。

◆道路

対象施設名	バリアフリー化の方針
県道40号	◇横断歩道との接続部の段差解消
	◇路側帯へのカラー舗装導入による、歩車分離及び車両速度抑制対策
	◇電線の地中化、無電柱化
	◇細かい網目状のグレーチングの設置
	◇路面のひび割れの改善
	◇路上駐輪・駐車防止対策
市道末広町線	◇2.0m以上の歩行空間確保
	◇接近解消のため歩行空間と自動車空間の間に0.5m緩衝帯の設置
	◇誘導ブロックの敷設
	◇無電柱化、地上機器の道路区域外への設置
	◇段差を設けないフラット構造の採用
	◇側溝蓋の存在を目立たせないスリット式側溝の採用
	◇車両速度抑制のための車道スラローム化およびイメージハンプの設置
	◇沿道の各店舗出入口における、段差や勾配の解消
	◇路上駐輪・駐車防止対策
市道八木沢団地3号線 市道磯鷄金浜線 市道岸ノ前ラントノ沢線	◇歩道のフラット化またはセミフラット化
	◇路面の凹凸、端部の段差や勾配の解消
	◇横断側溝の細目構造への見直し
	◇連続的な誘導ブロックの敷設
	◇横断歩道や歩行者信号機等交通安全施設の整備
	◇横断歩道に接続する歩道と車道との段差について、車椅子やベビーカー利用者に配慮したフラットな段差、及び視覚障がい者に配慮した境界が区別できる程度の段差、この相反する両条件にできる限り対応したものとする。

◆駅前広場

対象施設名	バリアフリー化の方針
宮古駅駅前広場	◇バス停の利用環境の改善（広幅員歩道への改修）

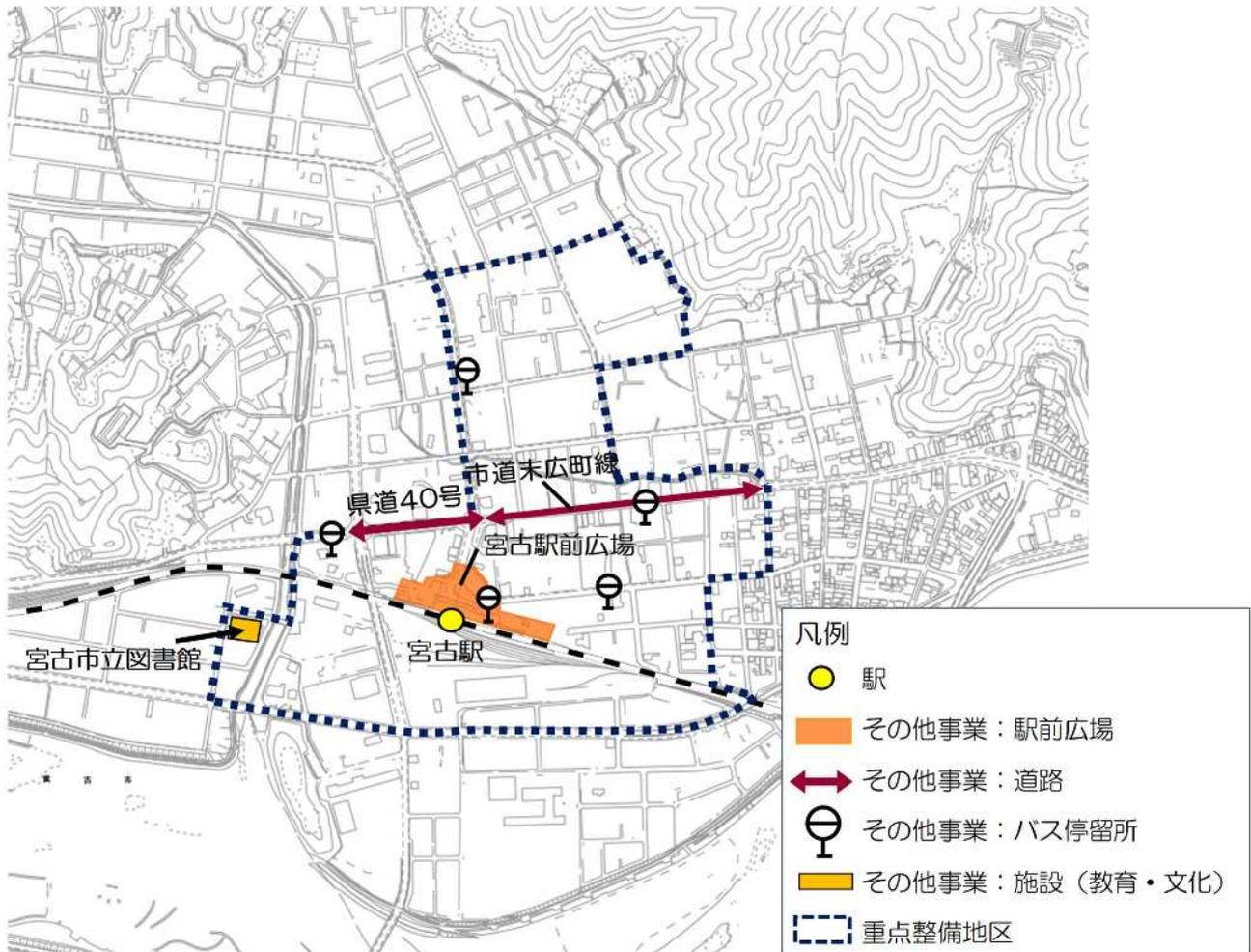
◆バス停留所

対象施設名	バリアフリー化の方針
バス停	◇ 停留所部分の歩道の高さは15cmを標準とし、歩道すりつけ区間は縦断勾配を5%以下に設定する。
	◇ 屋根やベンチの設置、及び弱視者に配慮した、視距離に応じた案内板の表示
	◇ 明るさにムラのない照明の設置
	◇ 乗降位置を認識できるための誘導ブロックの敷設
	◇ 乗降のできる空間の確保

◆建築物

対象施設名	バリアフリー化の方針
教育・文化施設	◇ 空間把握及び目的場所までの経路把握のための誘導ブロック敷設
	◇ 情報認知のための拡大読書器等、読書補助具の設置
	◇ 掲示物の高さを、視点からの見上げ角度が小さく、かつ車椅子利用者が見やすい高さとするよう配慮。
	◇ 自動回転ドアの見直し ⇒扉と床面の隙間の補修、衝撃緩和剤の取付
	◇ 車椅子の転回が可能かつ乗降用幅員3.5m以上を設定とした、障害者等用駐車スペースの完備
	◇ 雨天時の車椅子や白杖での乗降を想定した、屋根または庇の設置

■宮古駅周辺：その他事業の対象となる施設・経路



■八木沢・宮古短大駅周辺：その他事業の対象となる施設・経路



4. その他の事項

(1) その他の事項（ソフト対策）

本基本構想で位置づけた特定事業・その他事業に加え、地域住民の積極的な参加と行動による地域社会を基盤とした福祉、地域福祉の推進を同時に行うことで、バリアフリー化の効果を高めていきます。なお、バリアフリー化の実施にあたっては、第3期宮古市地域福祉計画（令和2年～令和6年）に基づき、情報のバリアフリー及び心のバリアフリーを考慮します。

◆情報のバリアフリー

施策種別	主な取組み	目標時期	
		短期	中長期
相談・情報提供体制の整備	◇ <u>相談体制の整備</u> ・社会福祉士、ケアマネジャーをはじめとする各福祉サービス事業者、市の保健師 ◇ <u>福祉情報の提供体制の整備</u> ・広報誌、ホームページ、パンフレットによる情報の周知 ・福祉サービス事業者によるサービス内容の情報発信 ・住民同士の情報交換の促進	○	
利用しやすいサービスの実現	◇ <u>サービスの向上と総合化</u> ・生活全般に対応した相談とサービスの提供 ・保健医療福祉分野における相談支援の総合化 ◇ <u>適切なサービスの確保</u> ・地域での支え合いや市民運動によるサービスの提供 ・事業者による新たなサービスの開拓の支援 ◇ <u>権利擁護の支援</u> ・社会福祉協議会による日常生活の自立支援事業 ・サービスに対する要望・苦情相談窓口の設置	○	
自立支援の推進	◇ <u>自立のための相談支援体制の整備</u> ・障がい特性に応じた就労支援や多様な就業機会の確保	○	
生活環境の整備	◇ <u>ユニバーサルデザインの推進</u> ・「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を参考とした、生活環境の整備 ・人々が必要な情報を入手できる環境の整備 ◇ <u>住環境の整備促進</u> ・要介護者や障がい者の住まいの確保における、住宅改修に対する助成の推進	○	

「心のバリアフリー」とは、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力することを示します。

◆心のバリアフリー

施策種別	主な取組み	目標時期	
		短期	中長期
支えあいの育成・支援	◇ <u>相互理解の促進</u> ・ヘルプマークの普及、啓発 ・ノーマライゼーションの理念や取組みの普及 ◇ <u>当事者への働きかけ</u> ・福祉的課題に応じた地域での支え合いや各相談支援機関の関係者によるアウトリーチ支援 ・自ら課題解決に取り組む当事者や家族、支援団体の活動の状況把握	○	
福祉ボランティア・福祉NPO活動の充実・支援	◇ <u>参加機会の充実</u> ・ボランティア養成講座の開催や登録の推進 ◇ <u>人材の育成支援</u> ・青少年のボランティア活動の支援 ・企業など団体としての活動への参加 ・シニア層のボランティア研修への参加促進	○	
住民の主体的な地域活動の推進	◇ <u>包括的な支援体制の整備促進</u> ・生活圏域の各地区における、コミュニティソーシャルワーカーなどのコーディネーターの配置 ・社会福祉協議会や福祉ボランティア、地域包括センターを核とする支援拠点の整備 ◇ <u>地区の地域活動の支援</u> ・地域住民、地域自治組織、福祉関連事業者、学校の連携による地域活動の推進の支援	○	
地域福祉活動の促進	◇ <u>社会福祉協議会との連携推進</u> ・社会福祉協議会が策定する「宮古市地域福祉活動計画」に基づく地域福祉活動、各種福祉事業の促進	○	

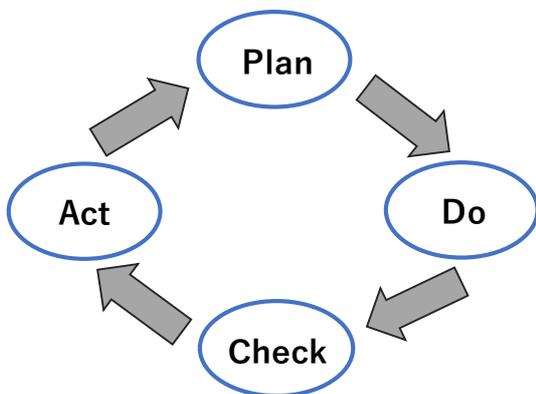
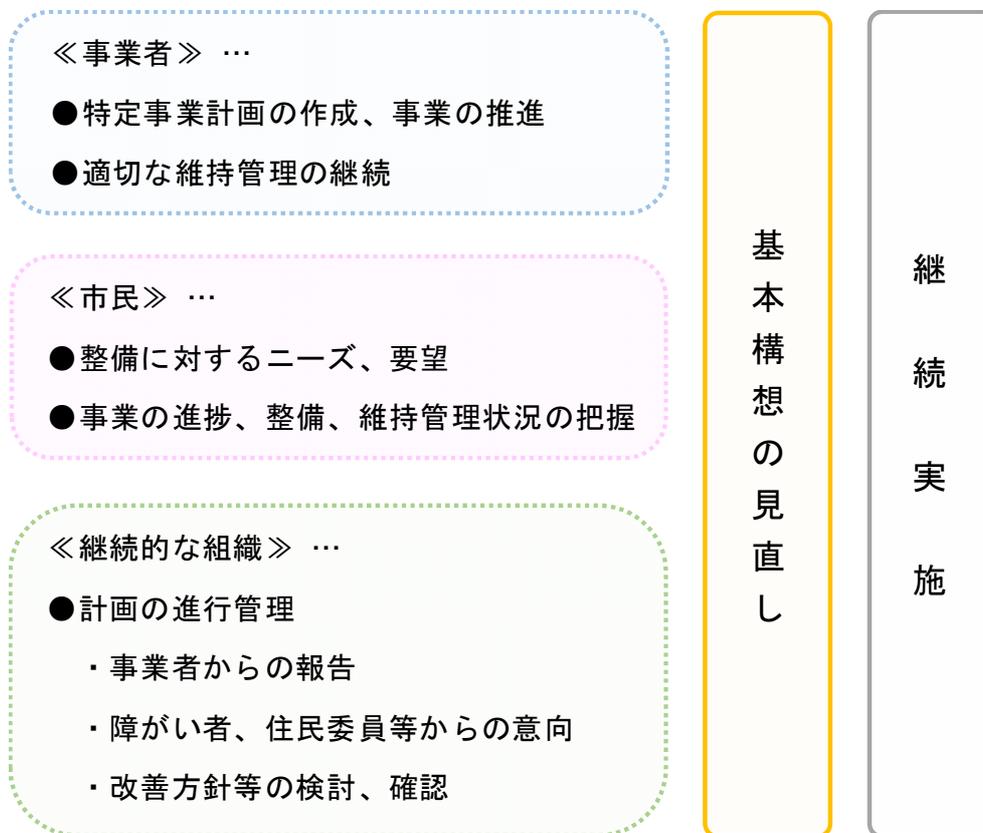
第3章

基本構想の推進に向けた取組み

I. バリアフリー化の実現に向けて

1. 継続的な取組みに向けての体制

重点整備地区のバリアフリー化の推進を図るためには、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を行っていくなど、継続的な改善の取組みを行っていきます。旅客施設などのハード面については実現が可能である箇所からバリアフリー化を進めていくとともに、ソフト面の充実による「心のバリアフリー」を浸透させていきます。その取組みとして、市民等の参画のもと、宮古市地域公共交通会議（公共交通事業者、道路管理者、建築物管理者、公安委員会、関係行政機関等で構成する法定協議会）における基本構想の進捗の検証、事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業の適切な管理と質の確保を図っていきます。



Plan 《計画》：基本構想の作成・特定事業等の計画

Do 《実施》：特定事業等の実施

Check《評価》：事業評価・効果の検証

Act 《改善》：事業計画の見直し

図 継続的な取組みのイメージ

2. まちづくりとバリアフリー化の推進

今後、少子高齢化が進む中、市民が住みやすく、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す上で各種生活サービスの向上、公共交通機関や公共施設の利便性向上・バリアフリー化などの施策を市民参加と協働により進めていきます。

総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画を含め、幅広い発想のもとまちづくりを進めていきます。また、市民からの要望の高い箇所や緊急に対応が必要な事項については適宜対応していきます。

3. 基盤整備のバリアフリー

市民アンケートの調査結果によると「道路整備に関する項目」について満足度が高くなっており、幹線道路は歩車道分離、誘導ブロックの整備等が図られていますが、「まち歩き点検」の結果において、市道などには歩車道分離の未明確化、車道と歩道の段差、水路（側溝）蓋の未整備等、道路と歩道や側溝に課題が多くみられ、高齢者、子育て世代、子どもにとって多くのバリアが存在します。このような施設の未整備・老朽化等、バリア部分の修繕・改築整備において、さまざまな利用者が安全かつ円滑に利用できるようなバリアフリー整備を推進します。

4. 災害時におけるバリアフリー

市民アンケートの調査結果によると「火災・自然災害に対する防災体制や避難設備に関する項目」については満足度が高くなっていますが、災害時におけるバリアフリー化は、すべての市民の安全を確保するための重要な課題です。重点整備地区以外にもバリアフリー化を展開することを含め、「施設のハード整備」や「心のバリアフリー」を推進し、日常時のバリアフリー化が進んでいくことが、災害時におけるバリアフリーにも繋がります。

參考資料

〈参考資料〉

資料 1 宮古市地域公共交通会議

資料 2 マスタープラン及び基本構想の策定経過

資料 1 宮古市地域公共交通会議

宮古市地域公共交通会議要綱

平成22年 4 月 1 日 告示第 81号

改正 平成23年 9 月27日 告示第123号

平成27年 6 月30日 告示第128号

平成28年 9 月26日 告示第145号

令和 2 年 7 月13日 告示第124号

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宮古市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃又は料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下「移動等円滑化促進法」という。）第 2 4 条の 4 第 1 項の規定に基づく、移動等円滑化促進方針の作成、変更及び実施に関する事項
- (5) 移動等円滑化促進法第 2 6 条第 1 項の規定に基づく、移動等円滑化基本構想の作成、変更及び実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、委員 2 5 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 鉄道事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (6) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 港湾管理者又はその指名する者
- (10) 宮古警察署長又はその指名する者
- (11) 岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長又はその指名する者

- (12) 宮古市企画部長
- (13) 学識経験者
- (14) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、宮古市企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 交通会議の協議にあたっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 交通会議は原則として公開する。
- 5 委員（第3条第1項第4号、第12号及び第13号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。）がやむを得ない理由のため交通会議に出席できない場合は、当該委員がその所属する団体等のうちから指名する者が代理として出席することができる。この場合においては、当該代理人を出席委員とみなす。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務等)

第7条 交通会議の庶務及び地域公共交通に関する相談、苦情等の対応は、企画部公共交通推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月13日から施行する。

宮古市地域公共交通会議 委員名簿

要綱（第3条）上の区分		所属団体等	役職	氏名	備考
(1)	一般乗合旅客自動車運送事業者	岩手県北自動車株式会社	執行役員 営業本部乗合事業部長	藤原 昌広	
		有限会社川井交通	常務取締役	田頭 勇人	
(2)	鉄道事業者の代表	三陸鉄道株式会社	旅客営業部 副部長	三浦 芳範	
		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	企画室長	吉本 博之	
(3)	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	公益社団法人岩手県バス協会	事務局長	鈴木 一成	
		一般社団法人岩手県タクシー協会	会長	川崎 利治	
(4)	住民又は利用者の代表	宮古地域自治区		中嶋 稔子	
		田老地域自治区		加藤 洋一郎	
		新里地域自治区		中坪 政男	
		川井地域自治区		古舘 博	
(5)	障がい者団体の代表又はその指名する者	宮古市身体障害者福祉会	会長	高橋 智	
(6)	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局	主席運輸企画専門官	馬場 真也	
			主席運輸企画専門官	小野寺 実	
(7)	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	岩手県北自動車労働組合	書記長	和野 弘嗣	
(8)	道路管理者又はその指名する者	国土交通省三陸国道事務所	交通対策課長	沼田 龍治	
		岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	道路整備課長	山野目 直樹	
		宮古市	建設課長	去石 一良	職務代理者
(9)	港湾管理者又はその指名する者	岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	河川港湾課長	亀田 健一	
(10)	宮古警察署長又はその指名する者	宮古警察署	交通課長	吉田 保雄	
(11)	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長又はその指名する者	岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	地域振興課長	三上 克好	
(12)	宮古市企画部長	宮古市	企画部長	菊池 廣	会長
(13)	学識経験者	国立大学法人福島大学	准教授	村上 早紀子	

資料2 マスタープラン及び基本構想の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年8月3日	宮古市経営会議にて策定方針を決定
令和2年9月1日	宮古市議会総務常任委員会に策定方針を説明
令和3年2月25日	宮古市地域公共交通会議で計画案を審議（書面開催）
令和3年3月1日	宮古市経営会議にて計画案を審議
令和3年3月2日	宮古市議会総務常任委員会に計画案を説明
令和3年3月7日～ 令和3年3月26日	パブリックコメントの実施
令和3年3月31日	宮古市地域公共交通会議で計画案を審議（書面開催）
令和3年3月31日	計画策定（市長決裁）

宮古市バリアフリー基本構想

【移動等円滑化基本構想】

〈宮古駅周辺地区〉〈八木沢・宮古短大駅周辺地区〉

令和3年3月 岩手県宮古市

【編集】宮古市企画部公共交通推進課
〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9114
HPアドレス <http://www.city.miyako.iwate.jp>